

第4期 小田原市地域福祉計画（素案）

目次

第1章 地域福祉計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
(1) 新しい地域包括支援体制の確立	1
(2) 地域共生社会の実現	1
(3) 社会福祉法の改正	2
(4) 重層的支援体制の整備に向けて	3
3 計画の位置づけ	4
(1) 市の各計画との関係	4
(2) 地域福祉計画における成年後見制度の利用促進と再犯防止の推進	4
4 計画の期間	6
5 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携	7

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 市の状況	8
(1) 本市の人口等	8
(2) 相談窓口等の対応件数	12
(3) 地域活動・市民活動等の状況	13
2 市民等の動向・意識	15
(1) 市民アンケート	15
(2) 民生委員児童委員アンケート	19
3 第3期計画の主な取組と今後の課題	21
(1) 主な取組	21
(2) 今後の課題	22

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	24
2 基本目標	24
3 計画の体系	25
(1) 計画の体系	25
(2) 地域福祉の圏域	26
(3) 地域福祉への参加	27

第4章 計画の取組内容

1 重層的な支援体制の充実	28
2 地域ケア力の醸成	37
3 社会参加と自立支援の推進	41
4 災害時における支援体制の整備	45

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制及び進行管理	46
2 成果指標	46

資料編

1 計画策定の経緯	49
2 小田原市地域福祉計画策定検討委員会委員名簿	50
3 小田原市地域福祉計画策定検討委員会規則	51
4 関連法令	53
5 用語説明 ※各ページ下部に記載されている用語の説明があります	56

第1章 地域福祉計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

市民の誰もがその人らしく、生涯にわたって幸せに安心して暮らすことができる小田原にするためには、「支える人」「支えられる人」の区別なく、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、自分たちの地域を市、団体、事業者など様々な関係者と協力して創っていくことが大切です。

本市では、平成 27 年(2015 年)9 月国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に積極的に取り組んでおり、誰一人取り残さないよう、様々な課題に向き合うとともに、障壁を取り除くのは社会の責務とする障がいの「社会モデル」の考え方など、現在の社会状況や国の取組を踏まえつつ、地域共生社会の実現を目指しています。

その実現に向け、「地域」という視点で福祉に関する課題を整理し、市民とともに支援を必要とする様々な人の生活を地域で支えていくために、「地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景（地域福祉に関する国の動向）

(1) 新しい地域包括支援体制の確立

国は、平成 27 年9月に、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスを実現するため、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンにおいて、家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズに対応するため、全ての人々が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)が不可欠であると捉え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築について、これを着実に進めるとともに、こうした包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指すことを示しました。

(2) 地域共生社会の実現

平成 28 年6月には、少子高齢化の問題に真正面から取り組むために、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる、「地域共生社会の実現」を目指すことを公表しました。

これを具現化するために、平成 29 年2月には、「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」を公表しました。この中では、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換、「我が

事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を改革の方向性として位置付け、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの改革を実行することとしています。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省地域共生社会ポータルサイトより

(3) 社会福祉法の改正

平成 29 年6月に社会福祉法が一部改正され、地域共生社会の実現に向けて、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定について努力義務が課せられ、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加されました。また、地域福祉推進の理念が規定され、「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。

そして、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題につ

いて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。

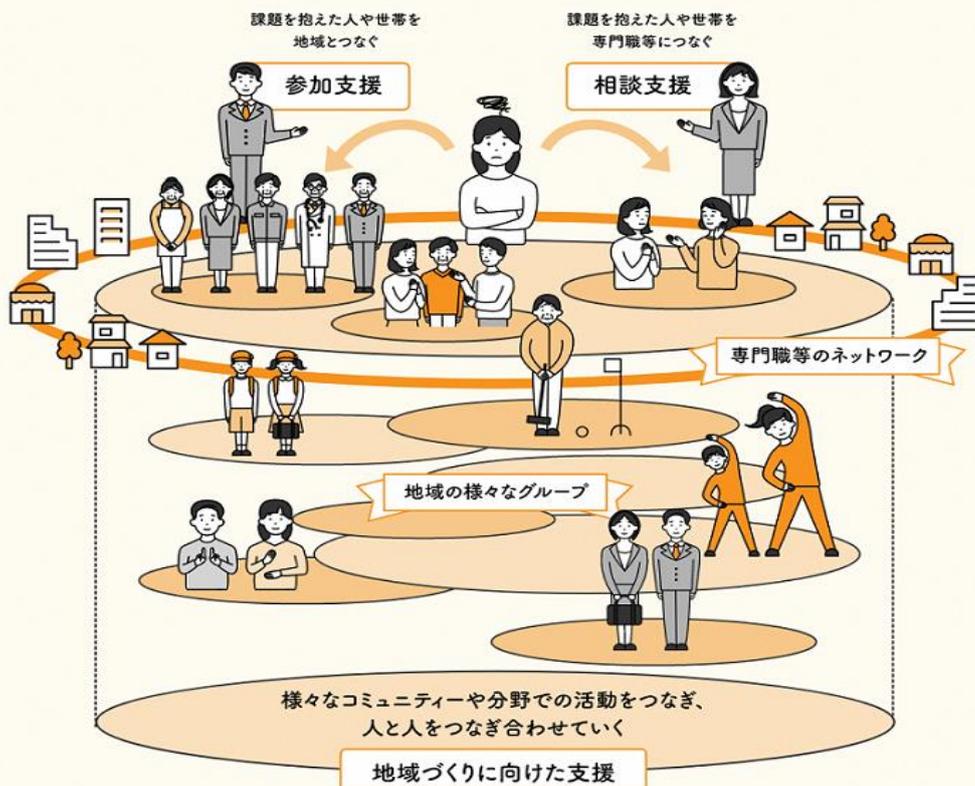
(4) 重層的支援体制の整備に向けて

令和元年5月には、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」が設置されました。この検討会での議論において、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせ、専門職による伴走型支援と地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視することにより、セーフティネットを強化し、重層的なものにしていく必要があると提案されました。そして、令和2年6月に社会福祉法が一部改正され、市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができることとされ、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援の一体的な実施について取り組むこととされました。

重層的支援体制整備事業とは

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



厚生労働省地域共生社会ポータルサイトより

重層的支援/伴走型支援/伴走型支援

3 計画の位置づけ

(1) 市の各計画との関係

本計画は、地域福祉を総合的に推進するため、社会福祉法第107条の規定で定められている事項及びその他地域福祉の推進に関する事項など、地域福祉を推進するための基本的理念及び方針について定めるものです。

また、本計画は、第6次小田原市総合計画を上位計画とし、あわせて地区自治会連合会の区域を単位として策定した地域別計画にも即しつつ、おだわら高齢者福祉介護計画、おだわら障がい者基本計画、小田原市子ども・子育て支援事業計画などの個別・分野別計画における地域福祉を推進する上での共通する理念や方針を明らかにし、その方向性と推進施策などを定める計画です。

なお、「成年後見の利用促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

(2) 地域福祉計画における成年後見制度の利用促進と再犯防止の推進

<成年後見制度の利用促進に向けた取組>

成年後見制度が平成12年に導入され約20年が経過しました。近年少しずつ利用者は増加傾向にあるものの、十分に利用されている状況とは言えません。このような状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。

認知症、知的障害その他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支えあうことが、社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はこれらの人を支える重要な手段です。

本市においても、令和3年3月に「成年後見制度利用促進指針」を定め、令和4年 10 月に中核機関を設置し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進します。

今後は、本計画の一部に成年後見制度利用促進指針を成年後見制度の利用促進に係る基本的な計画として位置づけ、権利擁護施策の一体的な推進に取り組みます。

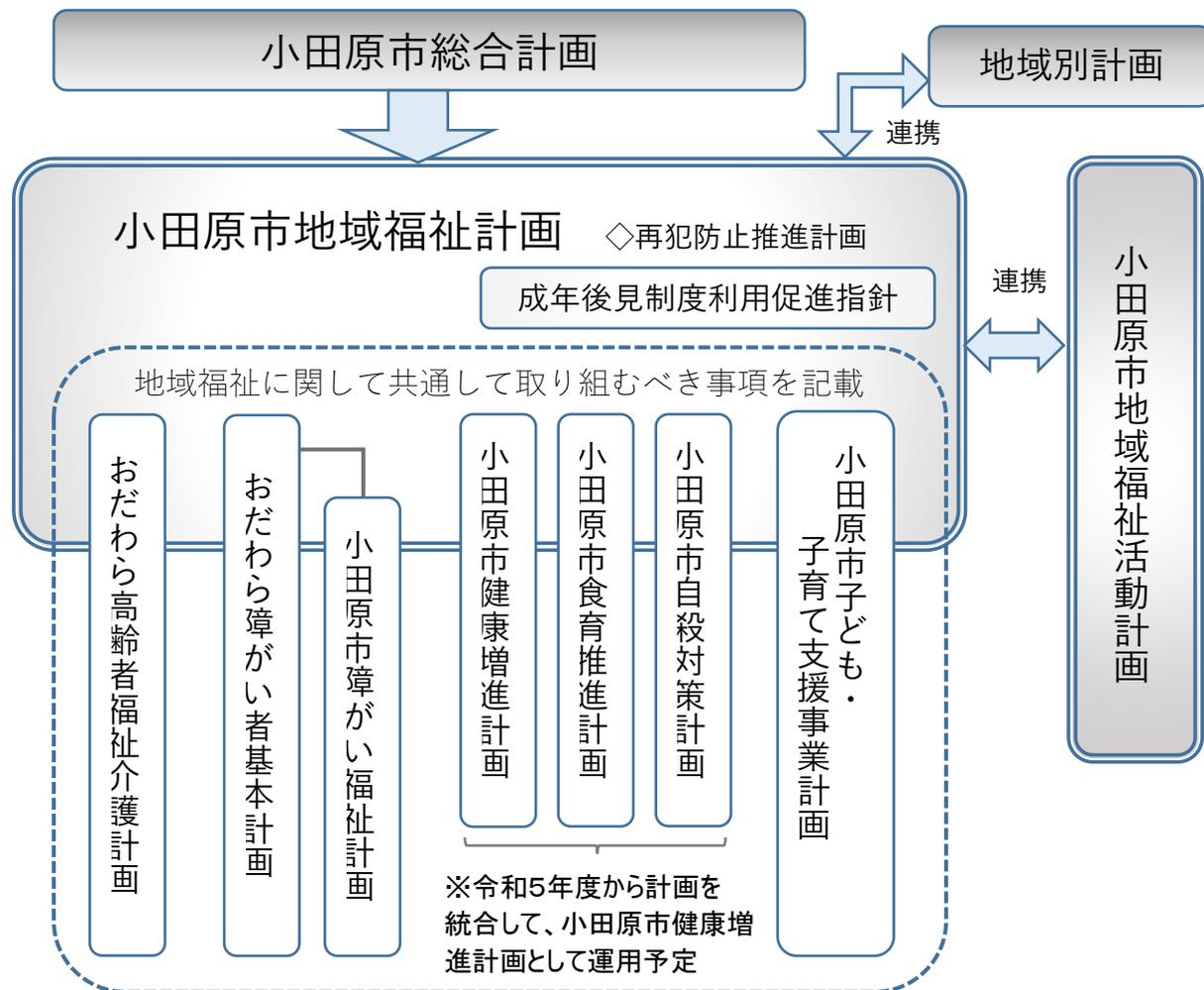
<再犯防止推進に向けた取組>

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進すること等が再犯の防止等の犯罪対策において重要であることから、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 104 号)が制定されました。同法の第3条において、「再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会におい

て孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすること」を基本理念として規定しています。

本市においても、この基本理念等を踏まえ、この地域福祉計画に再犯防止推進に関する計画を定めます。

【市の各計画の体系】



4 計画の期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。

計画の名称	計画期間	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
小田原市地域福祉計画	R4~R8	■	■	■	■	■	■	■
小田原市地域福祉活動計画	R4~R8	■	■	■	■	■	■	■
おだわら高齢者福祉介護計画	R3~R5	■	■	■	■	■	■	■
おだわら障がい者基本計画	H29~R4	■	■	■	■	■	■	■
小田原市健康増進計画	H25~R4	■	■	■	■	■	■	■
小田原市食育推進計画	H29~R4	■	■	■	■	■	■	■
小田原市自殺対策計画	R元~R4	■	■	■	■	■	■	■
小田原市子ども・子育て支援事業計画	R2~R6	■	■	■	■	■	■	■

5 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携

本計画は、小田原市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と協調して策定するものです。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域住民や事業者、関係団体、ボランティア等との連携により、地域福祉の推進の中核的な役割を担っており、今後もその役割を果たすことが期待されています。

市町村が策定する「地域福祉計画」は、地域住民の主体的な参加と、事業者・行政との協働により、地域福祉を推進するための基本的な方向性や、施策を展開していく上での基本事項を定め、仕組みづくりや環境整備などを行う地域福祉の基本計画的な役割を担う行政計画です。

市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市社会福祉協議会が呼びかけて、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者などが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

両計画をより実践的、具体的な計画とするためには、両計画が相互に連携し、補完し合うことが極めて重要であることから、「第4期小田原市地域福祉計画」の策定作業は、市社会福祉協議会の「第4期地域福祉活動計画」の策定作業と連携を図って進めました。

SDG s とは

国連に加盟する193のすべての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標です。「誰一人とり残さない持続可能な社会」の実現のため17の目標を定め、2030年までの達成を目指しています。

SDG s : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標の略)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

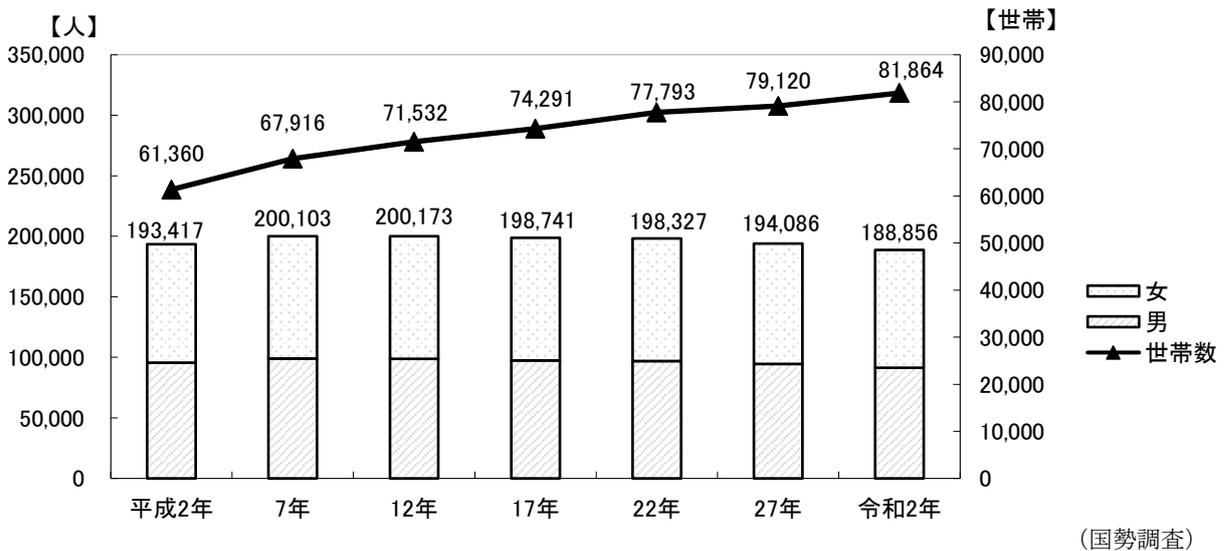
1 市の状況

(1) 本市の人口等

本市の人口や世帯数をはじめ、高齢化、少子化等など、福祉に関する状況については以下のとおりです。

①人口及び世帯数の推移

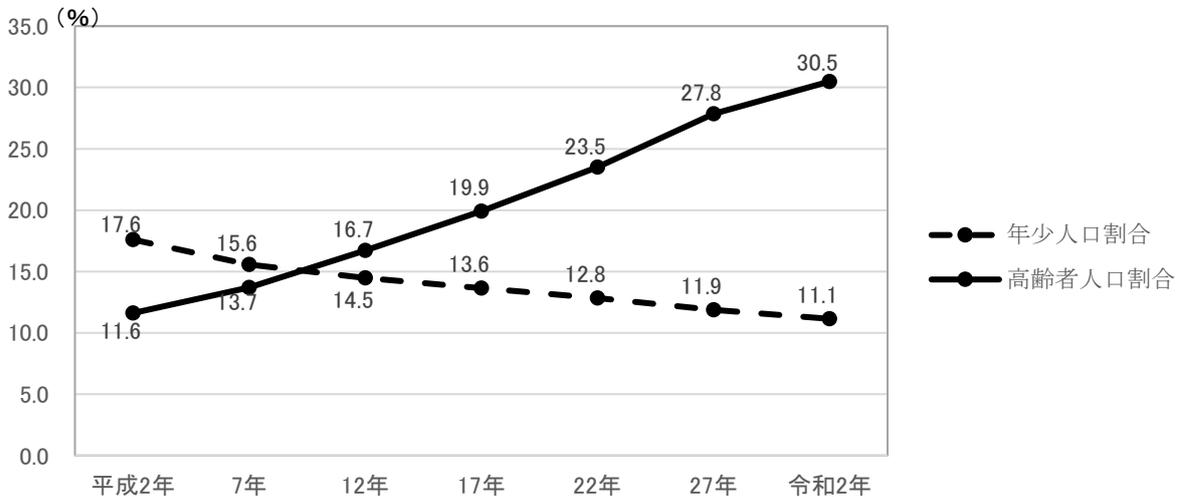
▶人口は、平成11年(1999年)の200,587人をピークに減少を続けている一方で世帯数は増加している。



②年少人口割合及び高齢者人口割合の推移

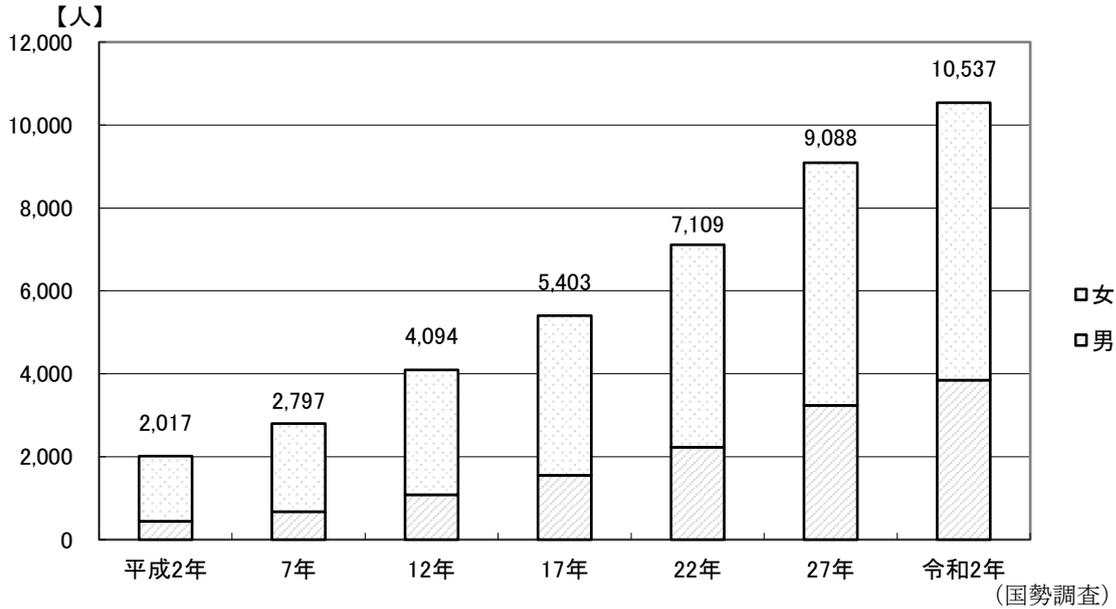
▶年少人口(0~14歳)の割合が減少する一方で、高齢者人口(65歳以上)の割合が増加している。

▶高齢者人口割合については、国の平均(令和2年:28.6%)に比べ高い数値で推移している。



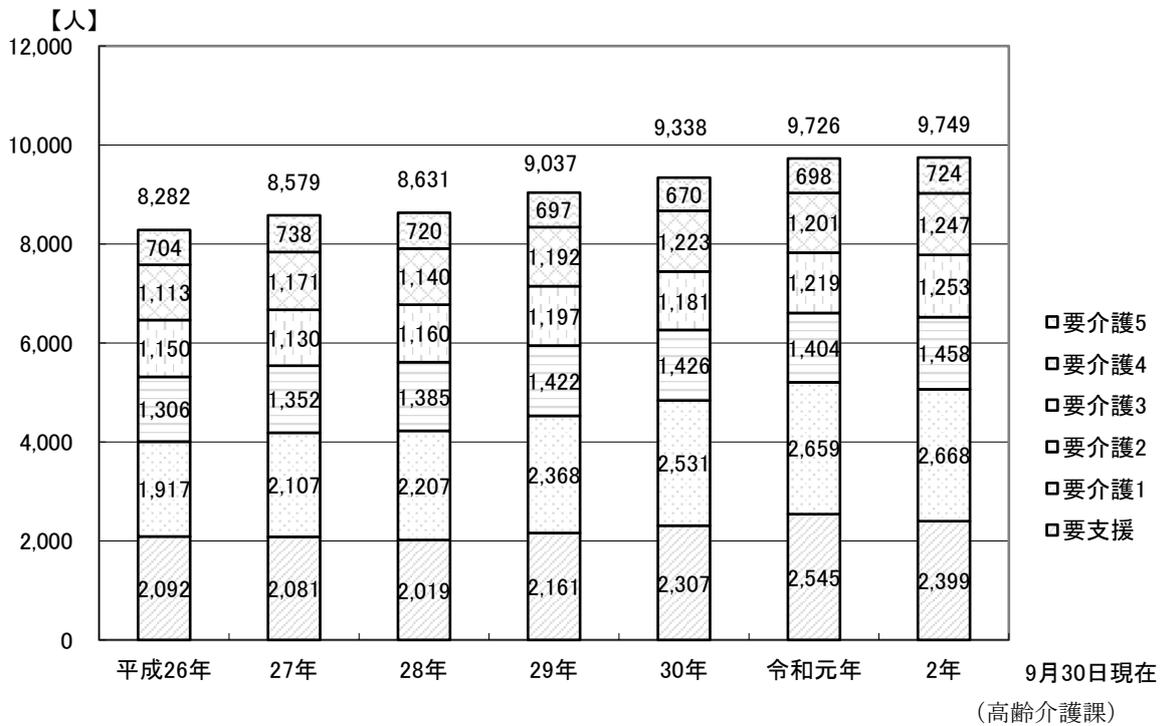
③ 65歳以上の高齢単身者数の推移

▶一人で暮らす高齢者の数は急激に増加している。



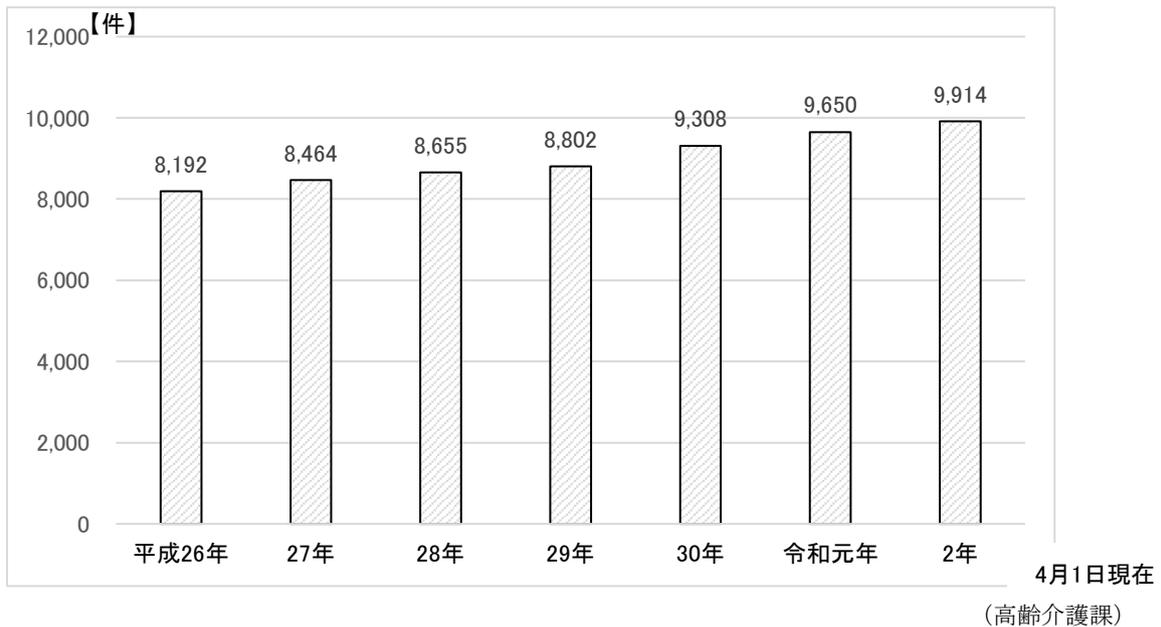
④要支援・要介護認定者数の推移

▶要支援・要介護認定者の数は、年々増加しており、今後も高齢者数が増加することから、この傾向は続くものと推測される。



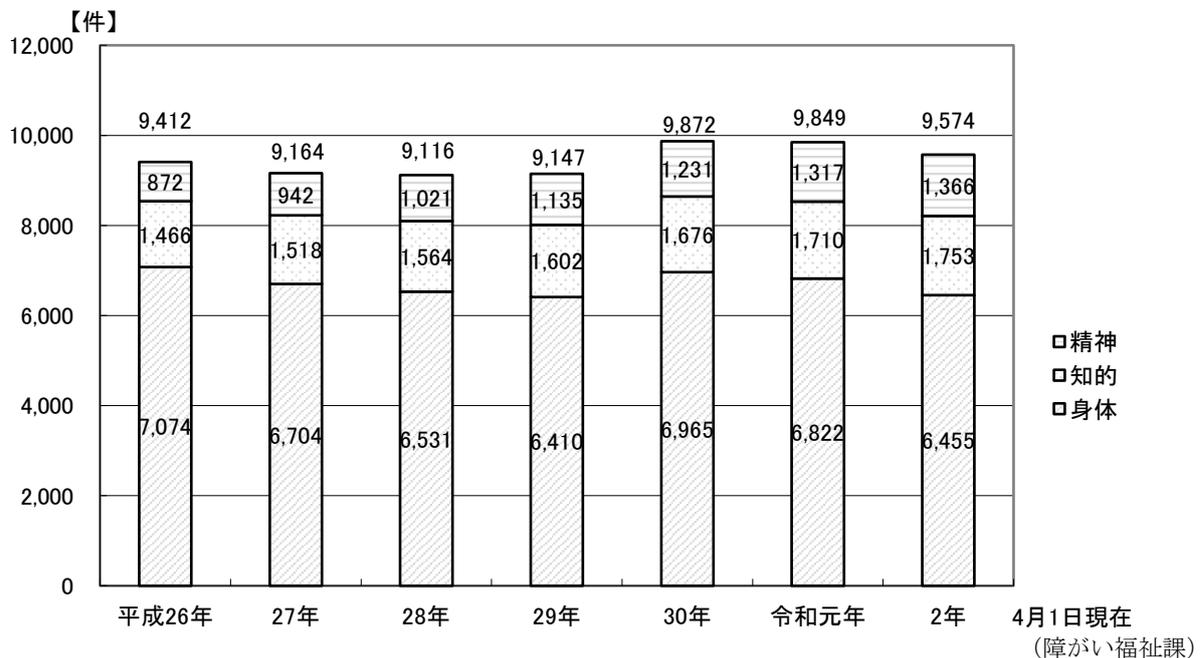
⑤要支援・要介護認定者の認知症高齢者数の推移

▶要支援・要介護認定者の認知症高齢者数は増加している。



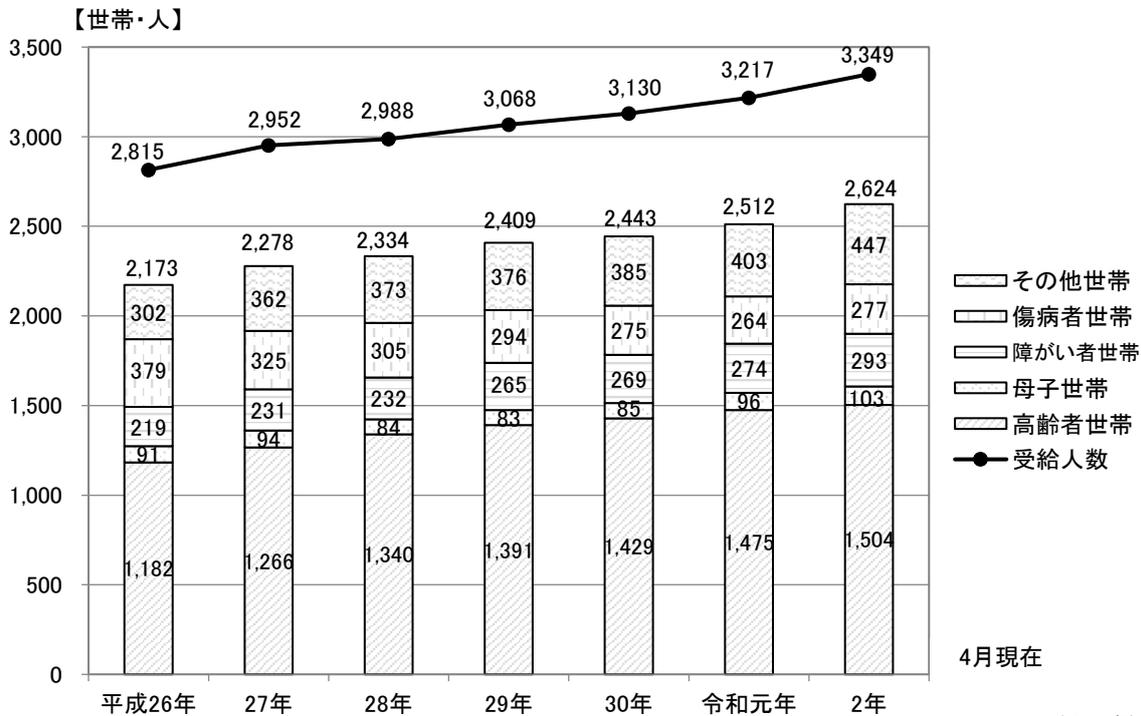
⑥障害者手帳発行件数の推移

▶障害者手帳の交付件数は微増の状況であるが、特に精神障害者保健福祉手帳の増加が著しい。



⑦生活保護世帯類型別世帯数の推移

▶生活保護利用世帯及び人数は、長引く景気の停滞等の影響により増加しています。生活保護利用世帯のうち、高齢者世帯は全体の約60%を占めています。



(生活援護課)

生活保護制度とは

○生活保護とは

年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回るかた（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

○相談（生活にお困りになったら・・・）

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。
来所だけでなく、電話での相談もできます。

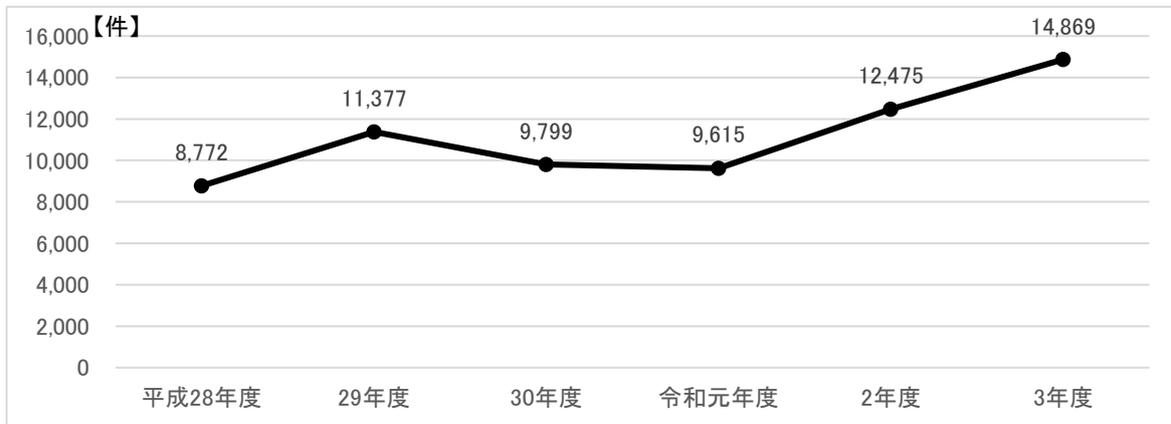


(2) 相談窓口等の対応件数

本市における福祉関係の主な相談窓口での対応状況は、以下のとおりです。

① 地域包括支援センターの相談延べ件数

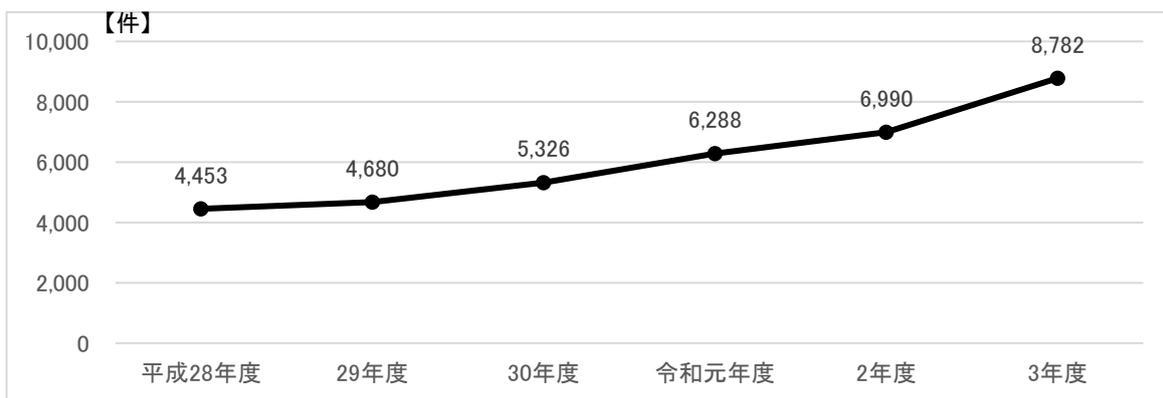
▶ 高齢者の増加に伴い相談件数は増加している。



(高齢介護課)

② 障がい者総合相談支援センターの相談延べ件数

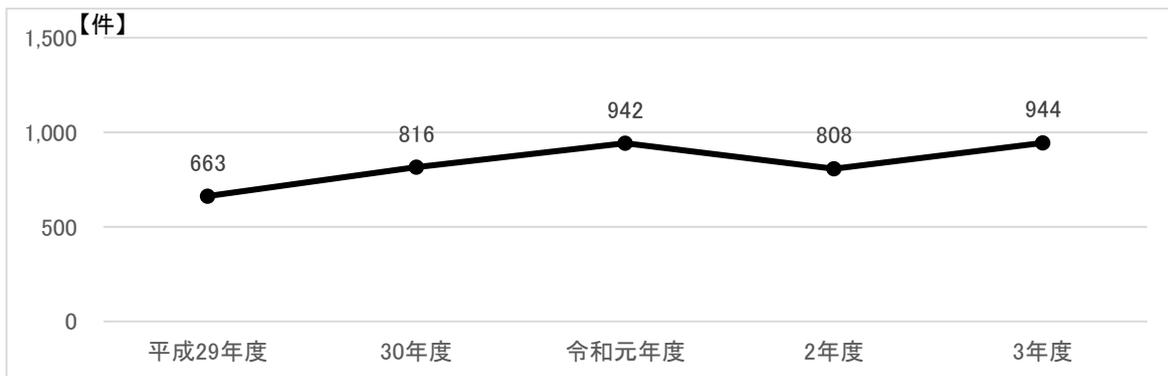
▶ 障がい者の相談件数は、大幅に増加している。



(障がい福祉課)

③ 児童相談所への相談件数(実人数)

▶ 少子化が進み児童数は減少しているが、相談件数は増加傾向にある。

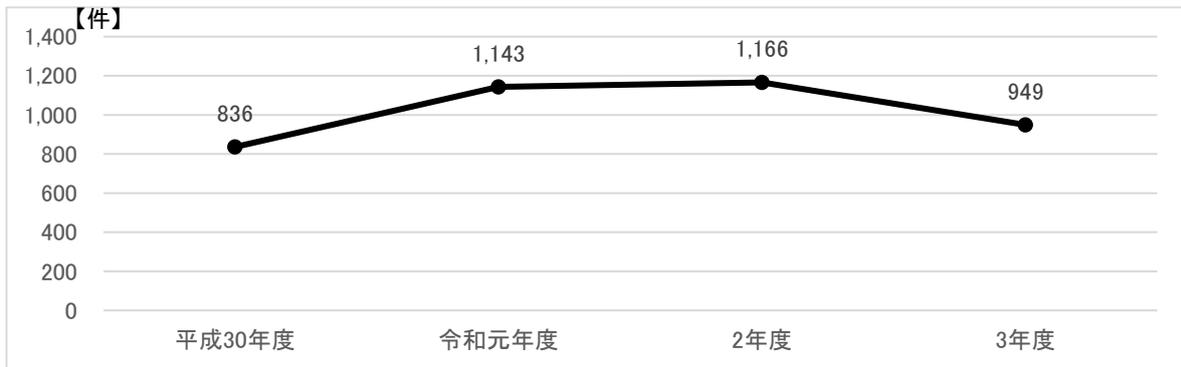


(神奈川県小田原児童相談所)

地域包括支援センター

④福祉まるごと相談の相談延べ件数

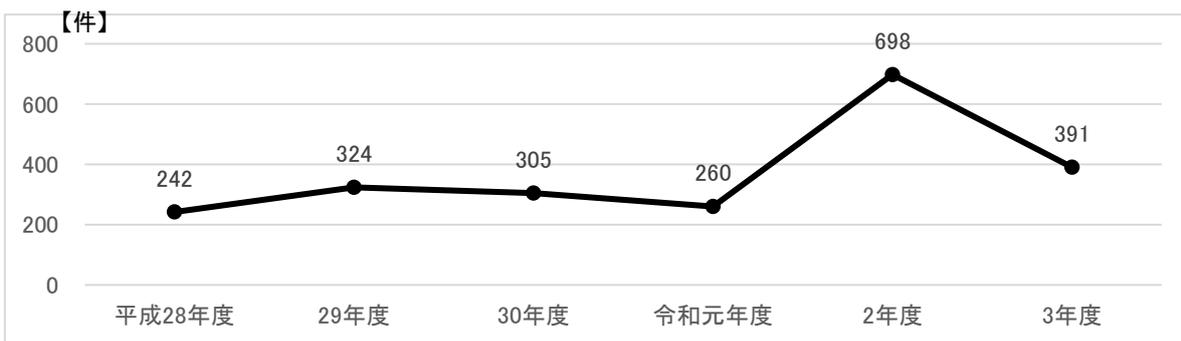
▶属性や世代にかかわらず相談を受け止め、関係機関等との連携により必要な支援に結びつける福祉まるごと相談の件数は、増加傾向にある。



(小田原市社会福祉協議会)

⑤生活困窮者の相談延べ件数

▶生活困窮者の相談延べ件数は、増加傾向にある。



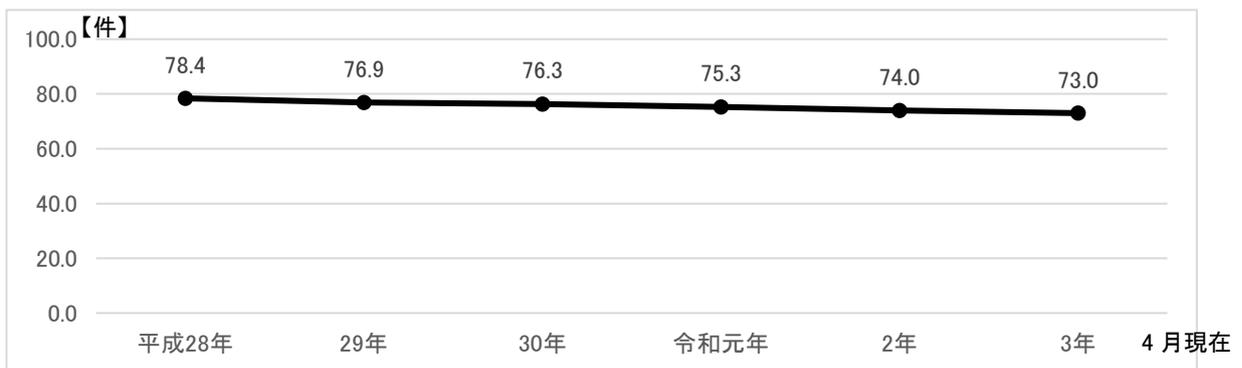
(生活援護課)

(3) 地域活動・市民活動等の状況

住民組織や日ごろから地域で自主的に行われている活動等に係る状況は、以下のとおりです。

①自治会加入率

▶自治会加入率は、減少傾向にある。

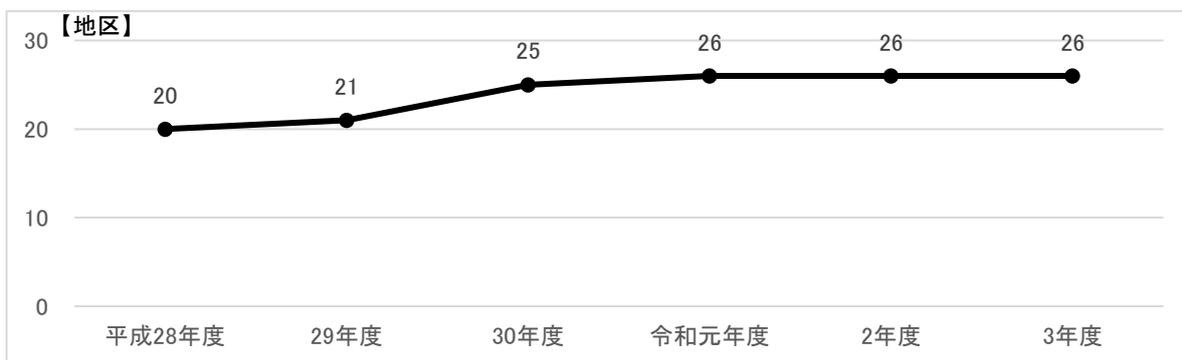


(地域政策課)

福祉まるごと相談窓口

②地域共生社会(ケアタウン)推進事業の実施地区数

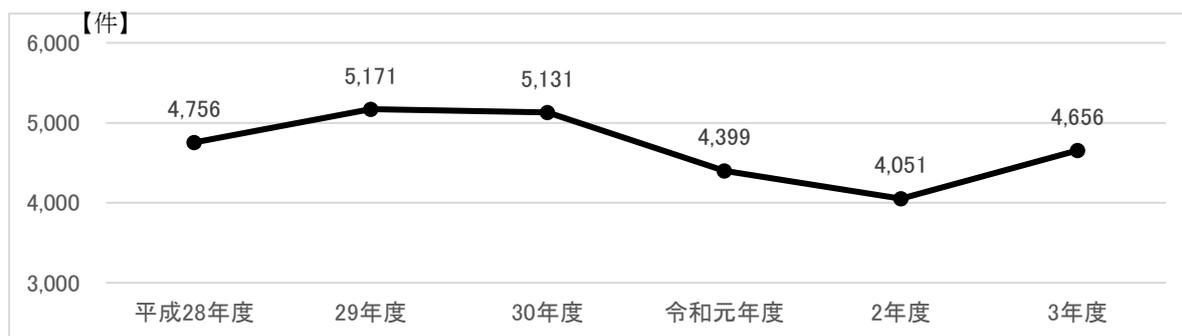
▶平成 22 年から始まった地域共生社会(ケアタウン)推進事業は、令和元年度に市内全地区で実施となった。



(福祉政策課)

③民生委員児童委員の相談・支援件数

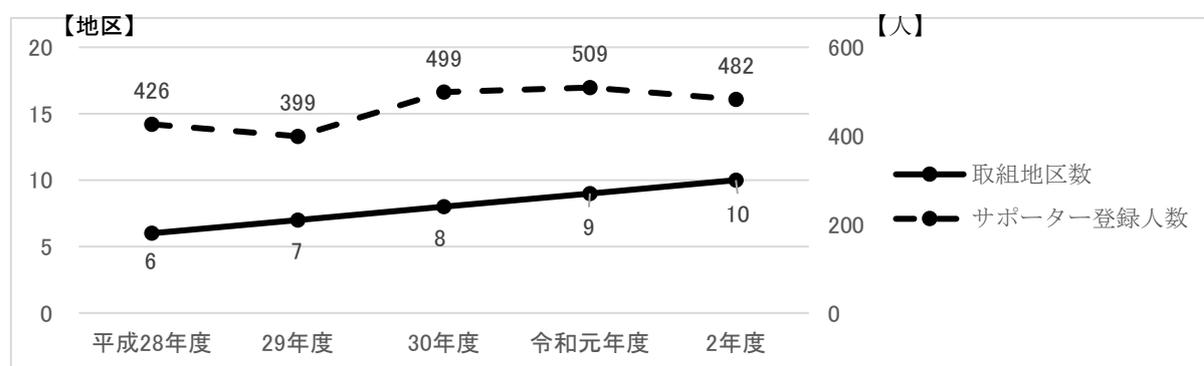
▶新型コロナウイルス感染症の影響により訪問活動が制限され、一時的に減少したが、活動の再開に伴い増加傾向にある。



(福祉政策課)

④生活応援隊実施状況

▶取組地区数、サポーター登録人数ともに増加傾向にある。



(小田原市社会福祉協議会)

2 市民等の動向・意識

本市に住んでいる人がどのような悩みを抱えているか、また地域においてどのような活動を行っているのかを把握するために、市民を対象にしたアンケートを実施しました。

また、地域での活動状況や課題を把握するため、民生委員児童委員、主任児童委員を対象としたアンケートも実施しました。

(1) 市民アンケート

○目的

市民の身近な生活課題や地域での支え合いに関する考えを把握し、第4期地域福祉計画の策定に資するため

○対象

小田原市在住の18歳以上の市民

○対象者数

2,000人（無作為抽出）

○調査期間

令和3年6月～7月

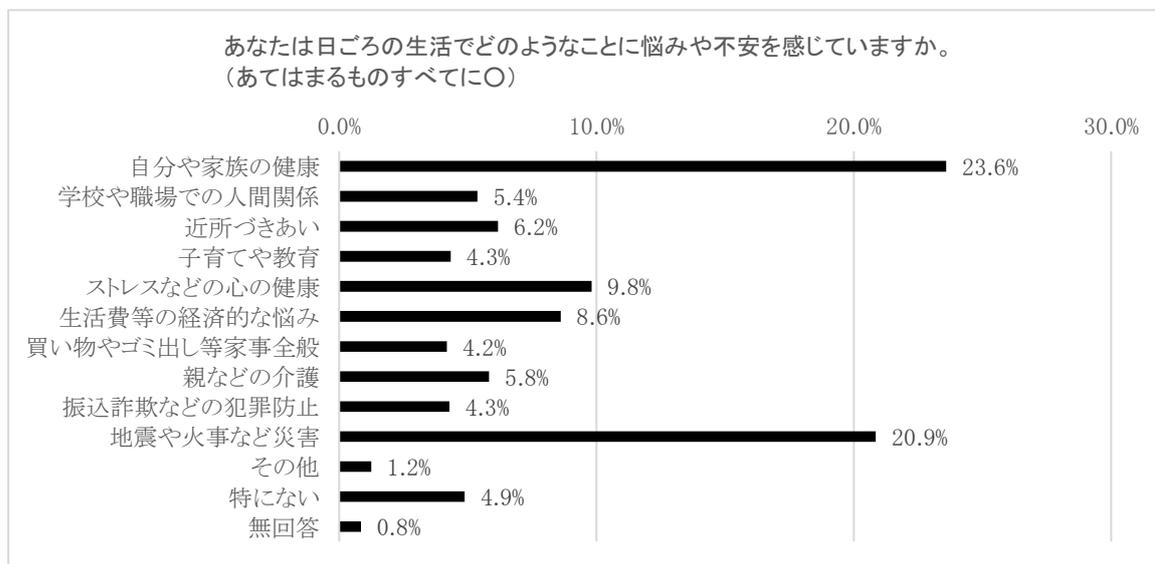
○回答率

41.2%（824人）

①日ごろの生活での悩みや不安について

▶「自分や家族の健康」や「ストレスなどの心の健康」など、健康に対する関心が高く、「生活費等の経済的な悩み」も多い。

▶また、近年、毎年のように災害が頻発している状況もあり、災害に対する関心が高い。



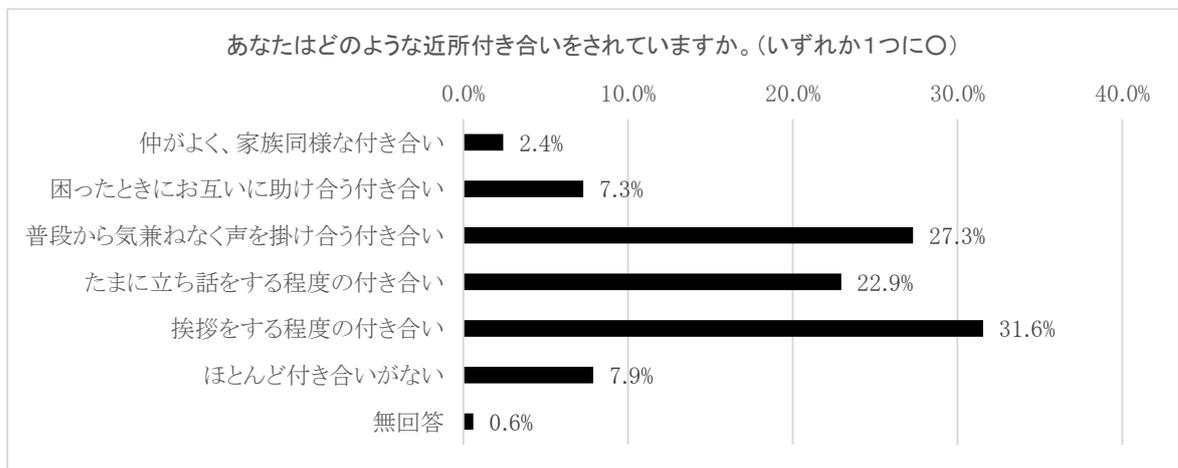
②日ごろの生活での悩みや不安に対する相談先

- ▶家族親戚や友人知人が多くを占めている。
- ▶相談しないとの回答も一定程度おり、相談したくても相談の場所がわからない、人には相談しづらいといったことが考えられる。

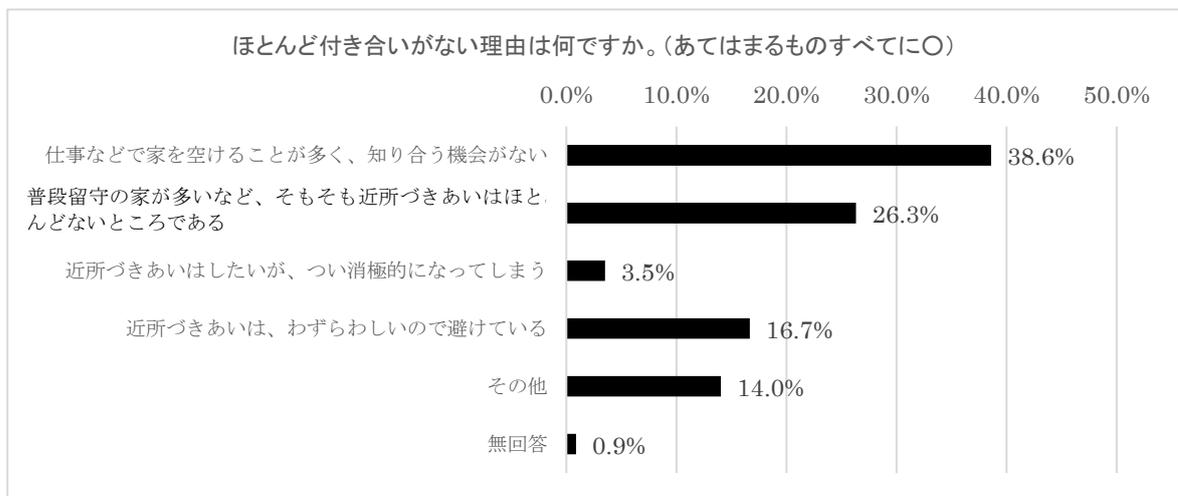
	家族・親戚	友人、近所の人	自治会・民生委員	市役所等	相談しない	その他
近所付き合い	30.3	29.6	8.1	4.2	9.4	18.4
子育てや教育	26.3	20.9	0.6	5.1	8.6	38.6
ストレス等の心の健康	31.7	23.3	0.5	1.7	5.9	36.8
生活費等の経済的な悩み	38.4	6.9	0.8	15.1	11.9	26.9

③地域への関与の状況

- ▶約90%の市民は、近所の人と顔見知りで、何らかの形でかかわりを持っている。



- ▶その一方で、「ほとんど近所付き合いがない」と回答した人は、仕事等で近所付き合いをする時間がないとしている。



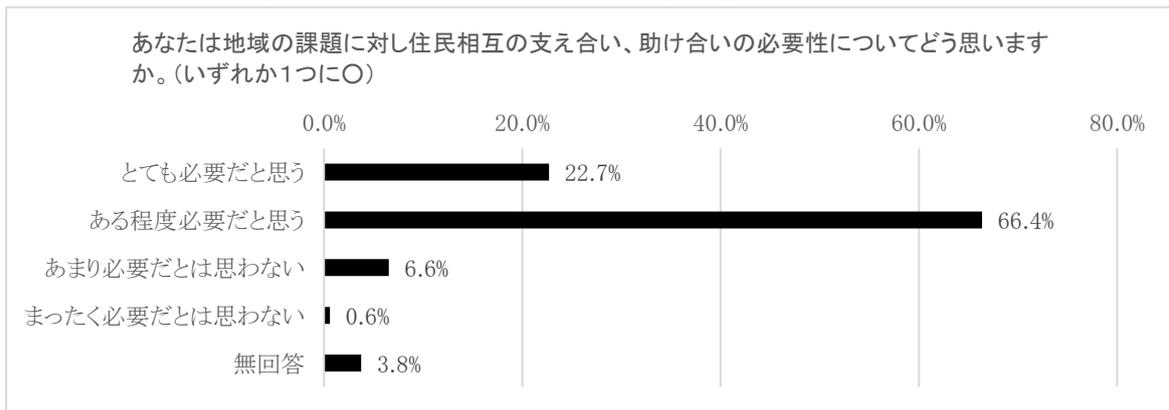
▶年齢別にみると、30代までは、「知り合う機会がない」とした回答が多いが、40代、50代になると、他の年代に比べ「近所づきあいは、わずらわしいので避けている」割合が多く、付き合いが負担と感じている人が約4分の1を占めている。

年齢別 ほとんど付き合いがない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

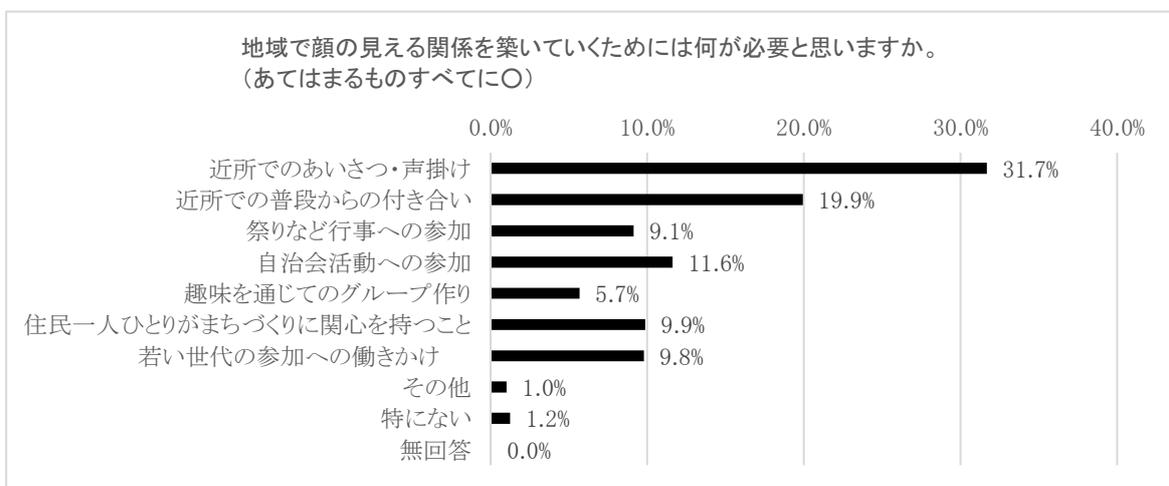
年齢	18-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70以上	無回答
仕事などで家を空けることが多く、知り合う機会がない	60.9	62.5	40.0	50.0	31.3	6.5	0.0
普段留守の家が多いなど、そもそも近所付き合いはほとんどないところである	8.7	12.5	26.7	25.0	31.3	45.2	100.0
近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまう	8.7	0.0	6.6	0.0	0.0	3.2	0.0
近所付き合いは煩わしいので避けている	13.0	16.7	26.7	25.0	12.5	16.1	0.0
その他	8.7	8.3	0.0	0.0	25.0	25.8	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0

④地域に関する意識

▶約90%の人が住民相互の支え合い、助け合いが必要と思っている。



▶地域で顔の見える関係を築いていくためには、普段から近所との付き合いが大事と考えている人が多い。



▶年齢別にみると、年齢が上がるほど「自治会活動への参加」を挙げる割合が高く、若い人ほど「若い世代の参加への働きかけ」を挙げる割合が高い傾向がある。

年齢別 地域で顔の見える関係を築いていくためには何が必要と思いますか。(あてはまるものすべてに○)

年齢	18-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70以上	無回答
近所でのあいさつ・声掛け	30.7	35.3	34.1	33.6	32.4	29.2	20.0
近所での普段からの付き合い	17.3	15.8	18.0	19.8	20.9	21.8	10.0
祭など行事への参加	11.7	10.5	9.6	6.9	7.9	9.8	0.0
自治会活動への参加	6.7	8.9	11.5	10.2	11.8	13.8	20.0
趣味を通じてのグループ作り	8.4	3.7	4.2	4.5	4.7	7.0	10.0
住民一人ひとりがまちづくりに関心を持つこと	7.8	10.5	10.7	12.6	10.6	8.4	10.0
若い世代の参加への働きかけ	15.6	10.5	8.8	9.6	9.8	8.5	20.0
その他	1.1	1.6	2.7	1.2	0.7	0.4	0.0
特にない	0.6	3.2	0.4	1.5	1.2	1.1	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0

(2) 民生委員児童委員アンケート

○目的

民生委員児童委員の活動状況や負担感、関係機関との連携状況等の実態を把握し、第4期地域福祉計画の策定に資するため

○対象

民生委員児童委員及び主任児童委員

○対象者数

334人(民生委員児童委員 282人、主任児童委員 52人)

○調査期間

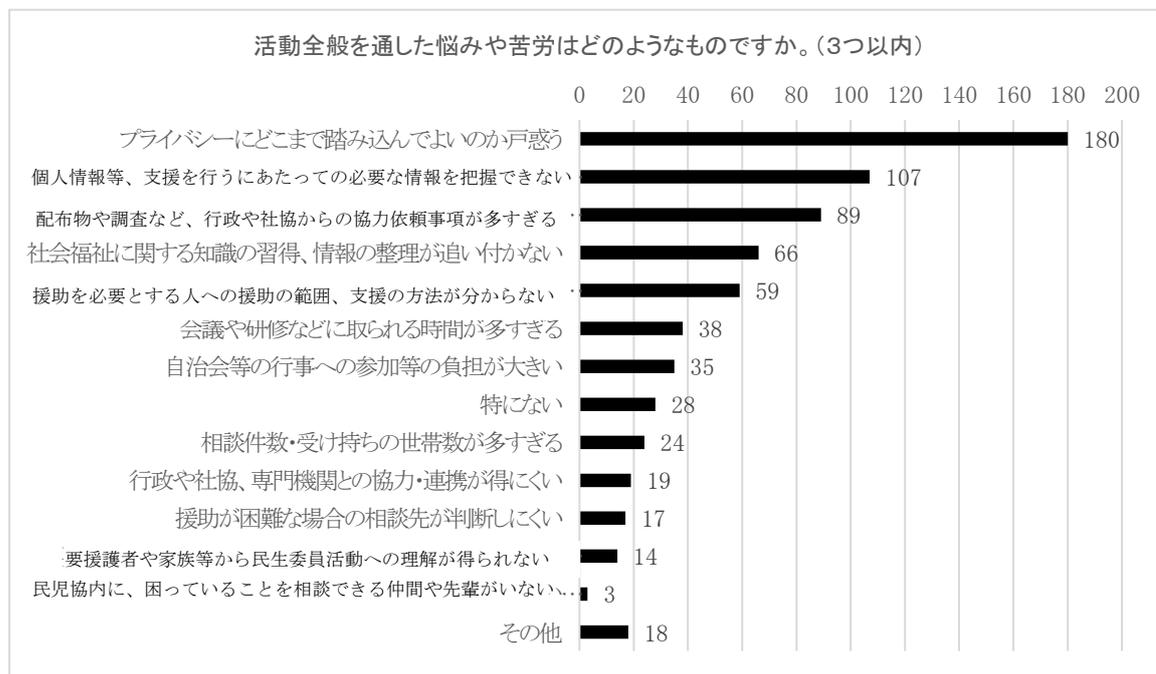
令和3年12月～令和4年1月

○回答率

97.9%(327人)

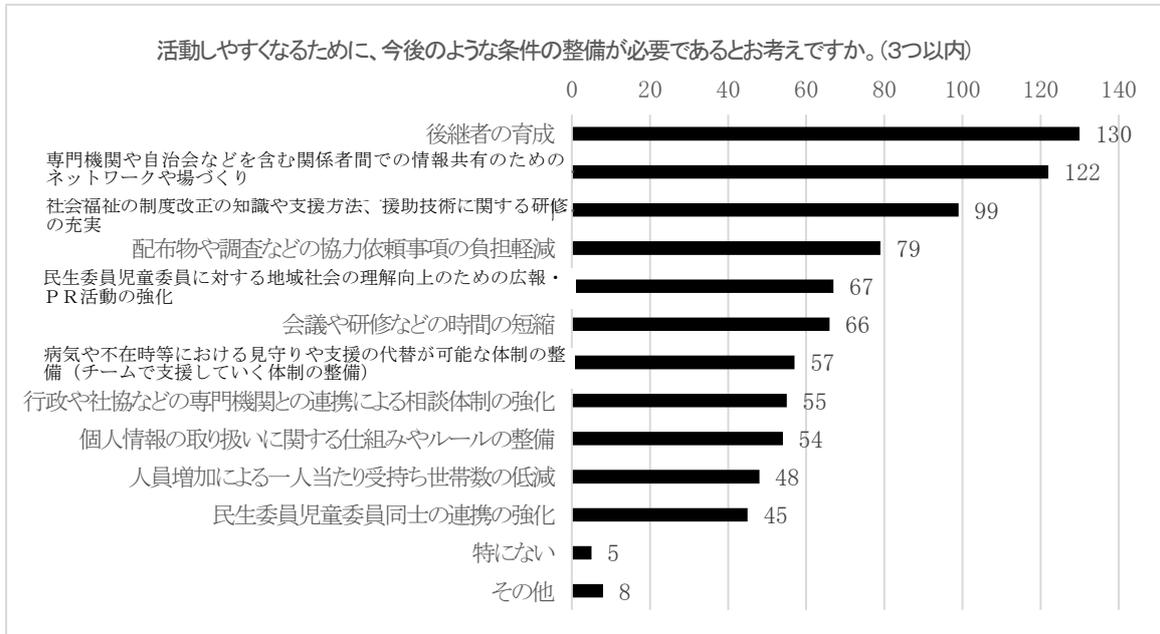
①活動全般を通じた悩みや苦勞

- ▶「プライバシーにどこまで踏み込んでよいか戸惑う」、「個人情報等、支援に当たっての必要な情報を把握できない」など、民生委員児童委員は、どこまで援助するのか、また援助しようとしても、個人情報の問題で活動に支障があるなど、個人的な事情へのかかわり方に悩んでいる人が多い。これは改選後まもなく新型コロナウイルス感染症がまん延したことにより研修が軒並み中止となったことが大きいと思われる。



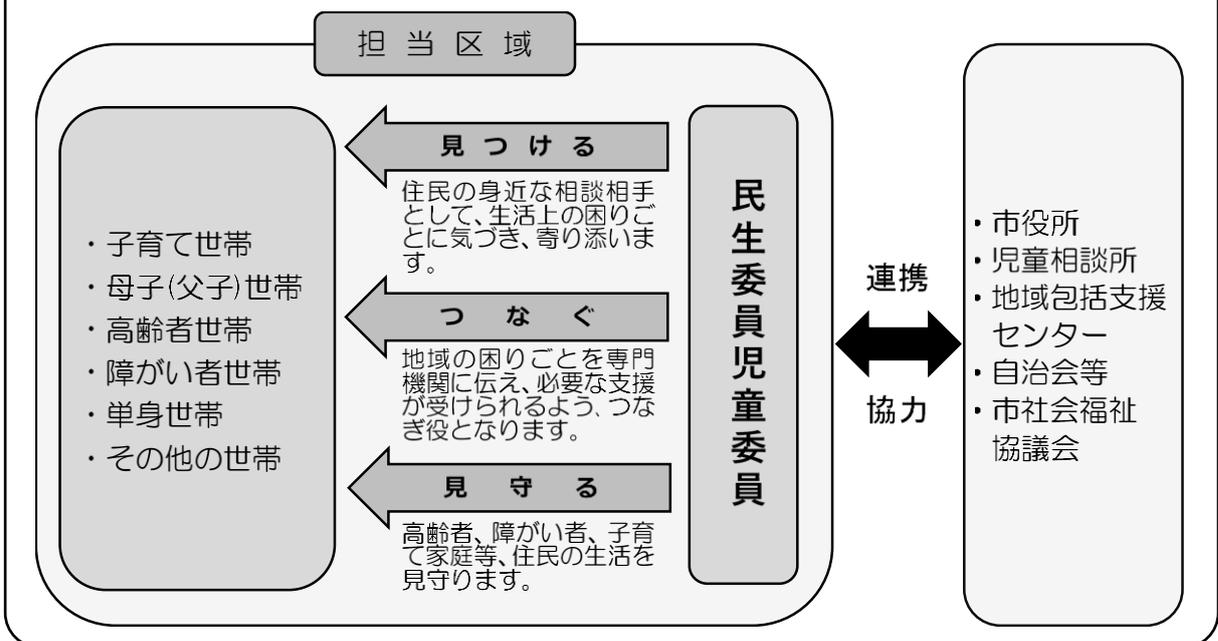
②活動しやすくするために今後整備していく条件

- ▶「後継者の育成」が一番多く、民生委員の引き受け手(担い手)がいないと感じている人が多い。また、専門機関や自治会等関係者での情報共有のためのネットワークや場が十分でないと感じている人が多い。
- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの研修会が中止となったことにより、充実を求める声が多い。



民生委員児童委員活動とは

民生委員児童委員は、地域の皆さんのために、地域を見守り支えるとともに、行政や専門機関等のつなぎ役を担っています。



3 第3期計画の主な取組と今後の課題

(1) 主な取組

本市では、これまでの第2期、第3期の計画を通じて、地域において、自治会や民生委員児童委員、地区社会福祉協議会と医療、福祉、その他の事業者等の協働により、サロン活動や見守り活動、子ども食堂など、様々な取組が実践されました。

また、行政の相談支援体制についても各分野の基幹相談を確立するなど包括化を進め、多様化する福祉ニーズに対応してきました。

◇地域活動の推進

地域共生社会(ケアタウン)推進事業については、令和元年度から全26自治会連合会の区域において、各地域の特性に応じた地域福祉活動が実施されています。

各地区では、高齢者世帯を訪問するなどして安否等を確認する「見守り活動」、高齢者の交流を促進するための「サロン活動」、ゴミ出しや室内の電球交換、庭の草むしり等の手伝いを行う「生活応援」の活動のほか、子育て世代の支援活動など特色ある様々な事業が各地区で行われています。



◇相談支援体制の整備・充実

多機関の協働による包括的支援体制整備事業として、複合的で複雑な問題を抱えた方の相談を受け止めるため、市社会福祉協議会に委託して、「福祉まるごと相談」窓口を設置したほか、生活保護利用者等の多様な自立に向けた支援のため、中間的就労事業を開始しました。

また、アウトリーチによる相談や地域福祉活動等に関する支援の充実を図るため、地域福祉相談支援員を配置しました。

◇相談支援機関の包括化

高齢介護分野に関しては、地域包括支援センターの人員体制の拡充や開所日の拡大などの機能強化を図るとともに、障がい分野においては、本人や家族、関係者からの相談に応じ、提供や助言、障がいがある人の権利擁護のために必要な援助を行う障がい者総合相談支援センター「クローバー」と地域における相談支援事業者



等に対する専門的な指導・助言、情報提供等を実施する基幹相談支援センターを設置しました。

子ども子育て分野においては、妊娠期から学童期・青壮年期の各ライフステージにおける相談・支援機能を集約した子ども若者教育支援センター「はーもにい」を設置したほか、妊娠届出時の面談を入口として妊娠中から子育て期にわたる期間、切れ目ない継続した支援の充実を図るため、同施設内に子育て世代包括支援センター「はっぴい」の分室を設置するなど、専門分野ごとの総合的な相談支援を充実させています。

◇成年後見制度の推進

令和3年3月に成年後見制度利用促進指針を策定し、中核機関の設置に向けた準備、市民後見人の養成に係る研修がスタートし、成年後見制度の今後の利用促進や啓発に向けた体制を整えました。

◇災害時における避難行動要支援者支援体制の整備

身体的な理由で2階などへの垂直避難ができない人等の避難場所として、バリアフリー型風水害避難場所を市内3カ所(川東タウンセンターマロニエ、城北タウンセンターいずみ、市民交流センターUMECO)に設置し、受入のために必要な段ボールベッド等の物品や機材を整備しました。

地震等の災害により住居を失った避難行動要支援者のための福祉避難所については、開設施設の見直しと受入体制の整備について検討を行うとともに、災害協定を結んでいる社会福祉法人等から聞き取りを行い、現状の課題等について整理をしました。

(2) 今後の課題

地域の福祉活動の継続や新たな活動の創出に取り組む担い手が固定化しつつあるとともに、新たな担い手が不足している現状への対応が求められています。

また、複雑かつ複合的な問題を抱える世帯や個人への包括的な支援や問題を抱えていても相談につながらない人に対する支援の充実が必要です。

◇地域福祉活動の担い手不足・負担の増加等

高齢者人口の増加や世帯構成の変化により単身の高齢者が増加し、地域内での声掛けや見守りなど、地域福祉活動が重要性を増している中で、これまで地域でその役割を担ってきた人の高齢化が進むとともに、一部の人に負担が集中している状況も見受けられます。

◇福祉ニーズのさらなる複雑化、多様化

「8050問題」を抱える世帯や介護と育児のダブルケア、世帯全体が孤立している世帯などへの支援は、分野ごとの対応では困難であり、問題が短期的には解決しないことも多くあります。従来の縦割りの支援ではなく、包括的な福祉サービスの提供体制の整備や相談者に寄り添い伴走する支援が必要です。また、孤立している人やヤングケアラーなど適切なサービスにつながらない人への支援のあり方についても検討していく必要があります。

◇権利擁護等の推進

本市においては、高齢化の進展とともに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれるほか、知的障がい者や精神障がい者の増加も見込まれます。今後の医療・福祉・介護のニーズの拡大と併せ、成年後見制度に対する市民ニーズが高まりつつありますが、十分に利用されていない現状があります。

◇社会参加に関する課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの地域活動が休止を余儀なくされ、地域の住民が集い、つながりを持つ機会が少なくなっている現状があります。

対面での支援や活動が制約される状況下においても、地域住民の社会参加やつながりの維持、継続のための活動方法を構築する必要があります。

また、特定の世代に参加者が集中している状況があります。

◇災害発生時の避難所の運営、要支援者への支援体制の確立

市民アンケートでも災害に対する関心が高く、災害発生時の支援体制の充実を始め、要支援者への移動支援、福祉避難所の支援体制の整備、介護支援サービスの早期再開、避難訓練等への参加勧奨などを進める必要があります。

また、令和3年5月に災害対策基本法等が一部改正され、避難行動要支援者名簿作成の努力義務化、個別避難計画作成への福祉専門職等の関与、要支援者の福祉避難所への直接避難が示され、それぞれの見直しが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなで支え合い 誰もが生きいきと 安心して暮らせるまち

2 基本目標

この計画の期間において実現すべき目標として、次の4つの基本目標を掲げ、本計画を推進していきます。

基本目標1 重層的支援体制の充実（まるごと受け止める相談支援）

～つながり、つなげる包括的な支援体制づくり～

基本目標2 地域ケア力の醸成

～自分事として地域のみんまで取り組むケア力の高い地域づくり～

基本目標3 社会参加と自立支援の推進

～誰もが生きいきと暮らせる地域づくり～

基本目標4 災害時における支援体制の整備

～被害を軽減する仕組みづくり～

実現したい姿

生活困窮や複雑な問題を抱えたときに、市や身近な場所で相談をすることができて、必要なサービスや支援が受けられる。



地域で暮らす誰もが、身近な人とあいさつを交わし、若者から高齢者まで、お互いを気にかけて、声をかけあい、助け合うことができる。



誰もが身近に参加できる場所があり、一人ひとりの人格が尊重され、生きいきと生活することができる。



災害が起こったときに、それぞれ状況に応じて、適切に避難し被害を最小限にすることができる。



重層的支援

3 計画の体系

(1) 計画の体系

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するための取組の体系は、次のとおりです。



(2) 地域福祉の圏域

地域住民の参加が大切となる地域福祉の取組を進めるためには、より身近な地域に住民の福祉活動の基盤があることが重要です。

本市は、市内 26 地区の自治会連合会単位の自治会活動等を基盤に地域コミュニティ組織が作られているほか、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などが中心となって、地域福祉活動を担っています。

このことから、本計画では、この 26 地区を「小圏域」とし、地域福祉推進のための基本的な圏域として捉え、各地区の実情に応じた取組を進めます。

また、12 の日常生活圏域を「中圏域」として、市民が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活の質を維持して暮らし続けることができるように、地域包括支援センターを設置して高齢者等の相談支援を実施するほか、地域福祉相談支援員による地域福祉活動のコーディネートなどの支援を実施します。

そして、総合的な相談支援窓口や専門機関等の設置がなされる市域全体を「大圏域」として、市全体の福祉施策を推進します。

大圏域、中圏域における取組は、市(行政)が主体となりますが、小圏域での取組についても、サロン活動や見守り活動、生活応援隊活動など地域住民が活動の主体となって実施する活動が持続するよう支援します。

【圏域】

小圏域<自治会連合会 26 地区>

自治会連合会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会を中心に、地域の社会資源と連携を図りながら住民が主体的に地域福祉活動を行う圏域で、住民福祉活動の基盤整備や相互扶助機能を高める仕組みづくりを進める地域福祉の推進における中心的な市内の 26 圏域(近隣住民相互の協力により、日常的な見守り活動や支えあいの関係づくりを進める基本圏域)

中圏域<日常生活圏域 12 圏域>

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるように支援するため、地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談支援や住民の活動支援を実施している圏域

今後、地域の福祉活動をコーディネート等する地域福祉相談支援員を配置していく予定

※日常生活圏域

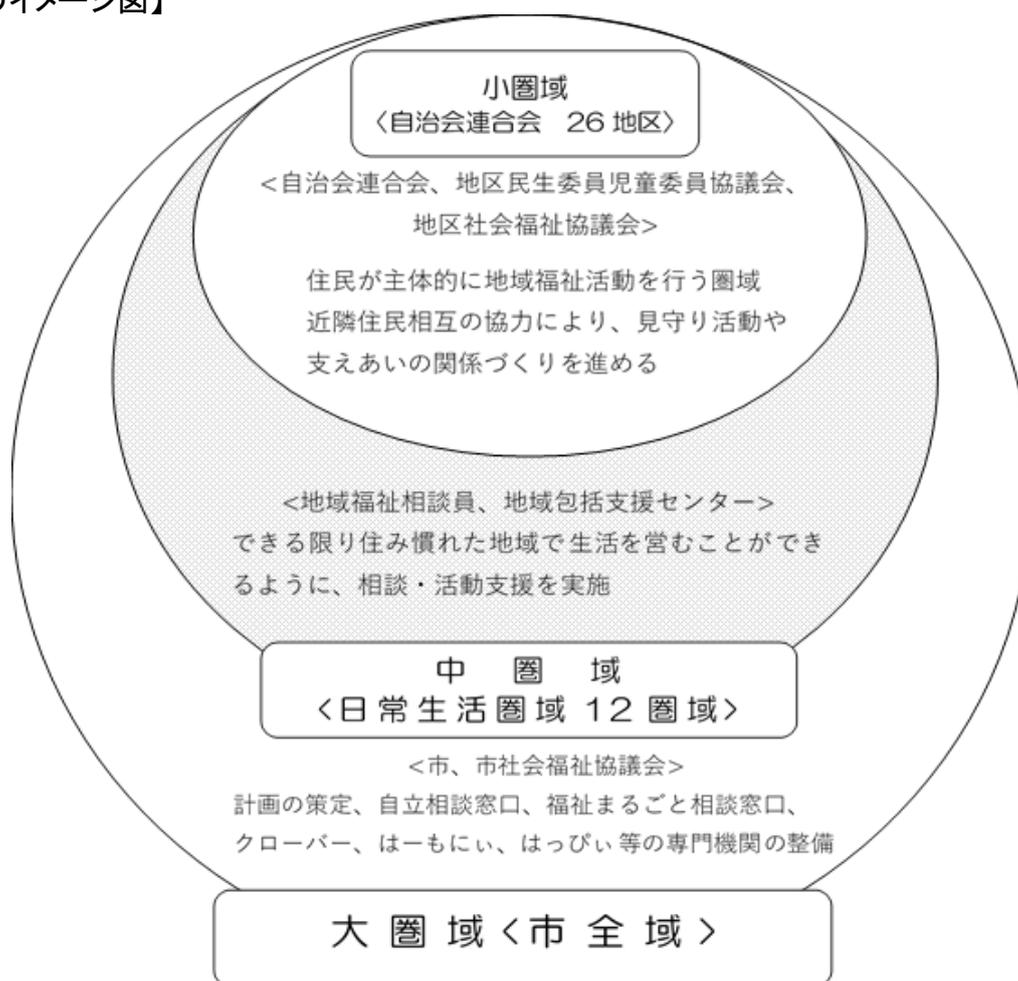
日常生活圏域とは、市民が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活の質を維持して暮らし続けることができるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を踏まえて市域を区分したもの

大圏域<全市域>

市域全体を対象地域として福祉施策を推進し、自立相談支援窓口、福祉まるごと相談窓口、「クローバー」、「はーもにい」、「はっぴい」等の専門相談機関等を整備する圏域

子育て世代包括支援センター「はっぴい」/子ども若者教育支援センター「はーもにい」/社会福祉協議会/障がい者総合相談支援センター「クローバー」/生活応援隊/地域コミュニティ組織/地域福祉相談支援員/地区社会福祉協議会/福祉まるごと相談窓口

【圏域のイメージ図】



(3) 地域福祉への参加

少子高齢化や地域との関わりの希薄化が進む中で、地域で暮らす方々が抱える課題やニーズの複合化、複雑化が進んでいます。また、個人や家族、公的な福祉サービスによる支援だけでは課題への対応が難しくなっています。

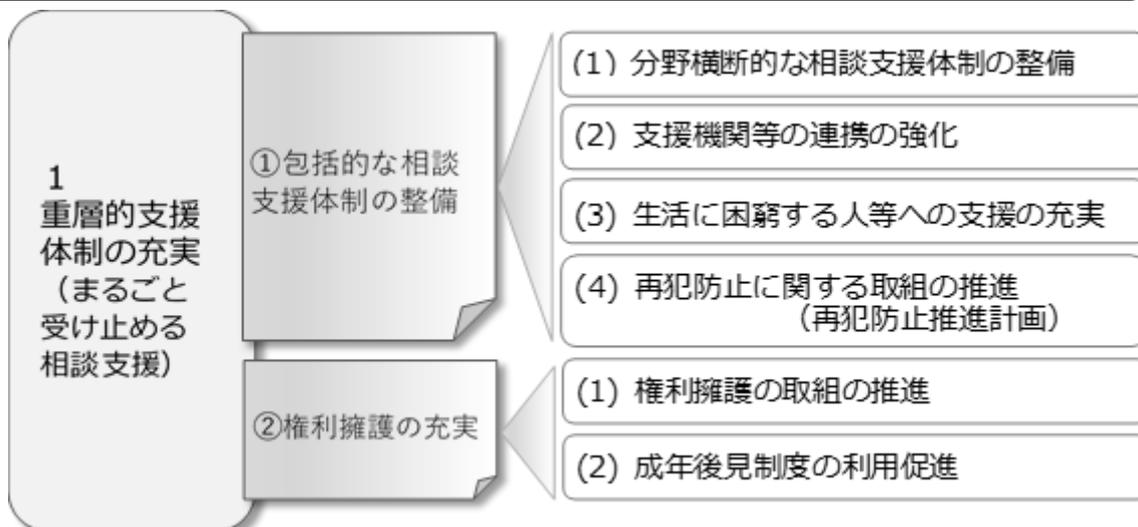
社会福祉法第4条では、地域住民は、地域福祉の推進に努めることが求められるとともに、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える、生活する上での各搬の課題を把握し、関係機関との連携により、課題の解決を図るように留意することも求められています。

このような中、誰もが地域で自分らしく、生きいきと暮らしていくためには、自助・互助・共助・公助を上手に組み合わせ、地域住民がお互いに関わりながら地域福祉を進めることが一層重要になっています。

地域福祉を進める上では、これまでのような「担い手」と「受け手」という立場で分かれるのではなく、地域のことを自分事として捉え、住んでいる人、働いている人、自治会、商店会、企業、学校、医療機関、民生委員児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉施設、社会福祉協議会、市など地域で暮らす全ての人や団体等が地域福祉に参加し、関わる大切です。

第4章 計画の取組内容

基本目標1 重層的支援体制の充実（まるごと受け止める相談支援） ～つながり、つなげる包括的な支援体制づくり～



基本方針①「包括的な相談支援体制の整備」

相談者が抱える複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題について、市の各相談窓口の連携はもとより、専門機関、福祉関係者や福祉分野を超えたその他の事業者や団体など多機関と連携し包括的な支援体制を整備します。

身近な場所で気軽に相談を受け止め、社会的に孤立している人等への積極的な働きかけにより、相談者等に寄り添った支援に取り組みます。

(1) 分野横断的な相談支援体制の整備

市内の各相談窓口の連携を強化し、相談者が必要な支援につながるよう、セーフティネットの機能を高めるとともに、福祉サービスの提供だけでは解決できない相談をまるごと受け止める相談支援の充実を図ります。

=====
<主な取組内容>

- ❖ 自立相談支援、福祉まるごと相談、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、「クローバー」、「はーもにい」、「はっぴい」等の各相談機関の連携の推進
- ❖ 市内連携体制の整備の促進
- ❖ まるごと受け止める相談支援の充実

(2) 支援機関等の連携の強化（多機関の協働による包括的支援体制の整備）

相談支援機関、関係機関等の顔の見える関係づくりを進め、多様化した福祉ニーズへの対応を連携して図ることができるよう包括的支援体制の整備を促進していきます。

=====

<主な取組内容>

- ❖重層的支援会議、地域包括ケア会議、要保護児童対策地域協議会等の連携調整の強化
- ❖相談支援機関、関係機関等の顔の見える関係づくりの促進
- ❖地域の関係者（民生委員児童委員ほか）と相談支援機関との連携の強化

(3) 生活に困窮する人等への支援の充実

生活困窮やひきこもりの状況でも相談の窓口につながらない人やヤングケアラーなどを支援するため、地域福祉相談支援員を配置するほか、地域の関係者と市、相談支援機関の専門職等の連携強化により、身近な場所で相談を受け止める体制づくりを進め、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を行います。

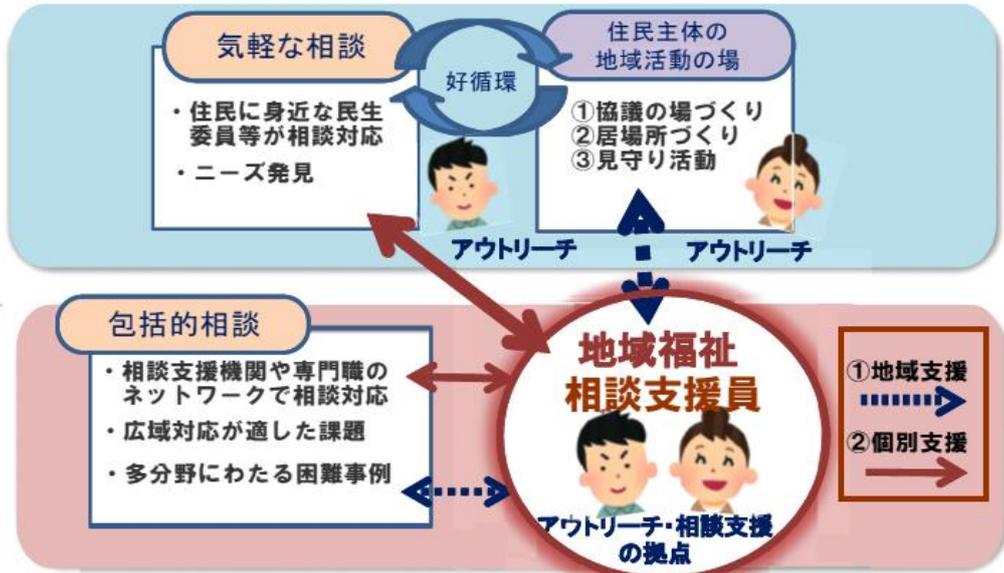
=====

<主な取組内容>

- ❖生活困窮者自立支援制度、生活保護制度などの各種福祉制度の周知
- ❖生活困窮者自立支援施策の充実
- ❖生活保護等の相談、申請、支援のための関係機関との連携の促進
- ❖ヤングケアラー支援の取組の推進
- ❖社会的孤立の防止に係る取組の推進
- ❖自殺予防対策の推進
- ❖アウトリーチによる支援、伴走型支援の充実
- ❖地域福祉相談支援員、民生委員児童委員等による住民に身近な場所での相談の充実
- ❖見えない貧困などの問題を抱えていても声をあげられない人、相談につながらない人の把握の促進

地域福祉相談支援員とは

地域福祉相談支援員は、地域福祉の課題解決をサポートし、支援を必要とする人、支援する人、支援をする人同士をつなぐコーディネーターです。



ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

子どもが家事や家族の世話をするのは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。



厚生労働省ホームページより

(4) 再犯防止に関する取組の推進（再犯防止推進計画）

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会に復帰することができるよう、当事者の生活等に係る福祉的な相談支援に取り組むとともに、再犯防止・更生保護活動を担う民間協力者の活動やその意義について広く広報周知し、その活動を支援することにより、再犯防止促進の取組を進めます。

=====
<主な取組内容>

- ◆再犯防止に関する支援の推進
- ◆再犯防止に関するネットワークの充実
- ◆再犯防止に関する広報周知の充実

《小田原市再犯防止推進計画》

1 国の動向

国は、2016年（平成28年）「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定しました。同法に基づき定められた再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）では、犯罪のない安全・安心な社会の実現のためには再犯防止対策が重要であり、都道府県及び市町村は、国の計画を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定めるように努めることとしています。

(1) 再犯の現状と必要性・重要性

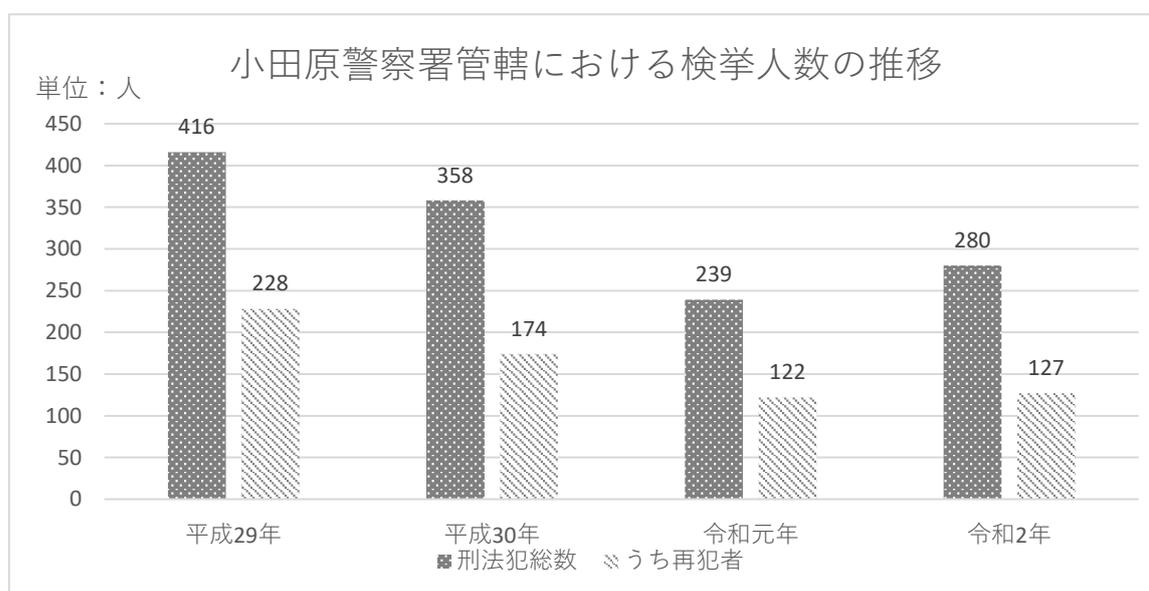
犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など、困難な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人が再び罪を犯すことを防ぐためには、刑事行政手続を離れた社会復帰後も、地域社会で孤立させることのないように、周囲の理解と協力とともに、国、地方公共団体、民間団体等の連携による「息の長い」支援等が必要です。犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰の支援に当たり、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割も重要となっています。

(2) 計画の位置づけ

この「小田原市地域福祉計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含したもので、基本目標1－基本方針①－取組の方向性(4)『再犯防止に関する取組の推進』は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけられるもので、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を勘案しています。

2 現状

犯罪白書によると、刑法犯の認知件数が令和2年も戦後最少を更新するなど、全体としては改善傾向が続いていますが、個別に見ると、特殊詐欺、児童虐待、配偶者間暴力、サイバー犯罪等のように検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にある犯罪もあるとしています。さらに、若年層を中心とした大麻取締法違反の検挙人員の急増、少年による家庭内暴力の認知件数の増加なども指摘しています。また、出所受刑者全体の2年以内再入率は、低下傾向にあり、令和元年の出所受刑者については初めて16%を下回りましたが、満期釈放等による出所受刑者の再入率は仮釈放による出所受刑者よりも相当に高い状態で推移しており、再犯防止対策の更なる充実強化が求められています。(令和3年版犯罪白書より)



※小田原警察署管轄は、小田原市及び足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）

※本データは、法務省矯正局から提供された犯罪統計に係るデータを基に本市が作成

3 民間協力者の活動の現状

地域社会における再犯防止等に関する取組は、法務大臣から委嘱を受けた保護司、社会復帰支援のために幅広く更生保護活動を行う更生保護女性会やBBS会等の民間の更生保護ボランティアの協力により支えられてきました。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による支援活動も行われており、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。

小田原市内には神奈川県下に4つある更生保護施設の一つである「更生保護法人報徳更生寮」が設置されており、この施設では罪を償った出所者を一定の期間保護し、生活をサポートしながら自立に必要な指導や援助等を行い、再出発の準備を支えています。また、更生保護ボランティアの協力のもと、地域との融和を心掛けて運営されています。

4 民間協力者の活動の課題

民間の更生保護ボランティアは、地域社会の再犯防止や更生保護活動等の重要な役割を担っていますが、昨今は、構成員の高齢化と減少傾向により将来の担い手不足が懸念されており、加えて、地域社会の人間関係の希薄化など社会環境の変化によって、必要な活動体制等の確保が困難となり、従前のような活動が年々難しくなっている状況もあります。

また、刑事行政関係機関と更生保護ボランティアとの連携が不十分な部分もあり、民間協力者による活動を促進するに当たっての課題となっています。

さらに、更生保護施設では、保護期間の終了後、社会生活上不可欠である生活資金や居住場所を確保するための就労支援や居宅支援が重要ですが、雇用主や周囲の人々の理解と協力を得ることなどについても課題があります。

5 今後の方向性（再犯防止推進の取組）

罪や非行をした人が再び罪を犯すことなく、互いに安全・安心して暮らせる地域社会実現に向け、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、市民の関心と理解を深めるよう努めてまいります。

また、再犯防止・更生保護活動等を担う民間協力者の活動やその意義について周知・広報し、その活動を支援します。

6 主な取組内容

- ・犯罪や非行をした人たちの社会復帰について、周囲の理解と協力を得るため「社会を明るくする運動」※の促進や啓発活動を支援します。
- ・保護司会の活動費の一部を補助します。
- ・本市における更生保護活動の拠点として、更生保護サポートセンターを設置し、保護司会、更生保護女性会、BBS会の活動を支援します。
- ・更生保護ボランティアの活動や更生保護施設「更生保護法人報徳更生寮」の取組について市民の理解を深めるように、情報発信等の支援に努めます。

社会を明るくする運動とは

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和4年で72回目を迎えます。



法務省社会を明るくする運動ホームページより

基本方針② 権利擁護の充実

一人ひとりが尊重され、誰もが生きいきと暮らせる共生社会の実現に向け、権利擁護の取組を進めます。

今後も高齢者の増加等により、成年後見制度のニーズが高まることを見込まれ、成年後見制度の理解を進める対応やその利用に係る支援がさらに必要になります。

そこで、中核機関を設置し、成年後見制度への理解が深まるよう普及啓発を行い、あわせて気軽に相談できる窓口を整備するとともに後見人等の支援にも取り組みます。

(1) 権利擁護の取組の推進

一人ひとりが尊重されるよう共生社会の実現に向けた取組を促進します。

また、高齢者や子ども等への虐待や暴力等の早期発見に努め、関係機関と連携して対策を講じます。

<主な取組内容>

- ◆権利擁護に関する啓発の促進
- ◆ノーマライゼーション理念の理解の促進・障害者差別解消法に関する普及啓発活動の実施
- ◆虐待対策の推進

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でないことにより、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。

成年後見制度はこのような自分一人で判断することが難しい人に対して、後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

(例) 身寄りのいない認知症高齢者がリフォーム詐欺にあいそうになった



たとえ、だまされて契約しても、後見人等がリフォーム工事の契約を取り消してくれます

(2) 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でないことにより、財産管理や契約行為などの日常生活に支障がある高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進を図ります。

=====

❖本市では、令和3年（2021年）3月に策定した「おだわら成年後見制度利用促進指針」を成年後見制度の利用促進に係る基本的な計画として本地域福祉計画の一部に位置づけ、権利擁護施策の一体的な推進に取り組みます。

❖『おだわら成年後見制度利用促進指針』の概略は、次のとおりです。

(1) 基本理念

「誰もが権利を守られ 自分らしく安心して 暮らし続けることを地域で支え合うまち」

(2) 基本目標

- ア 制度の理解を深め、利用促進につなげる
- イ 相談窓口の整備を行い、適切な支援を行う
- ウ 地域連携ネットワークを構築して、支援体制の充実を図る

(3) 成年後見制度の利用促進を図るための中核機関の設置

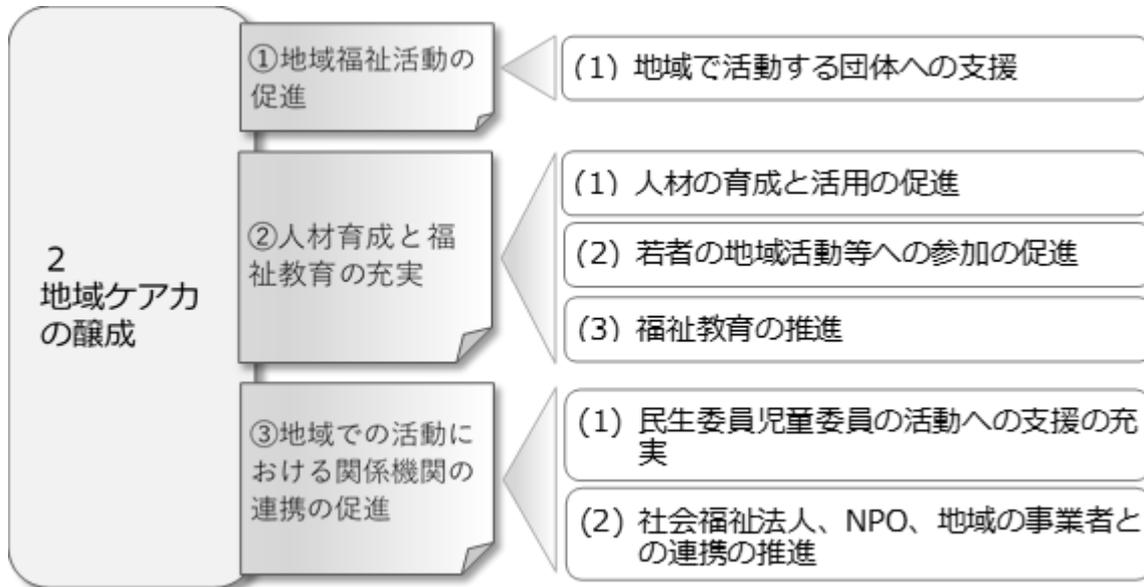
(2)に掲げる基本目標を推進するに当たっては、中心的な役割を担う機関を設置します。中核機関では、成年後見制度の理解促進を図るための市民や関係機関への普及啓発、専門的に相談できる窓口、制度を利用しやすくするための仕組みづくり、市民後見人の養成・支援、法律専門職や医療・福祉・介護等の関係者で構成する地域連携ネットワークの構築などの役割を担います。

(4) 小田原市成年後見制度利用促進審議会の設置

成年後見制度の利用促進に向けた取組状況を調査し、意見を述べるための組織として、小田原市附属機関設置条例に基づく審議会を設置しています。

基本目標 2 地域ケア力の醸成

～自分事として地域のみんなで取り組むケア力の高い地域づくり～



基本方針① 地域福祉活動の促進

地域共生社会の実現に向けて必要となるのは、身近な地域での支え合いの力です。これまでと同様に、地域の中核を担う各団体の活動及び運営を支援するとともに、子ども食堂や高齢者支援、地域のつながり、フードバンクなど目的をもって地域活動に取り組むグループや団体等の取組への支援と連携を進めます。

(1) 地域で活動する団体への支援

自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ、そのほか地域で活動する団体等の運営のための補助、活動のサポートを通じて、サロン活動や見守り活動等の実施について支援するほか、地域の事業者や関係者がその地域課題に取り組む活動への支援を充実します。

<主な取組内容>

- ❖自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ等の地域団体等の活動への支援
- ❖地域で福祉活動をする団体等への支援
- ❖地域の公共施設、公民館、空き家の活用など、身近な場所での活動拠点の充実

基本方針② 人材育成と福祉教育の充実

市民一人ひとりの地域や福祉への関心を高めるため、研修講座の開催や参加しやすい活動の機会を確保するとともに、誰もがそれぞれにできる形で地域活動に参加できる環境の醸成を図るなど、人材育成と福祉教育の充実に取り組みます。

また、地域の活動を持続可能なものとするため、地域活動に参加している人の負担軽減を図るとともに、将来を担う若者が自分の住む地域活動についての理解を深め、楽しく活動に参加することができる仕組みづくりについて検討を進めます。

(1) 人材の育成と活用の促進

地域活動は地域の住民の参加によって成り立ちます。地域の多くの住民や多様な主体が「自分ごと」として捉えて、地域の活動にかかわることができるよう、取組を進めていきます。

=====

<主な取組内容>

- ❖おだわら市民学校や出前講座による地域福祉の理解の促進
- ❖地域での福祉活動への参加意識の醸成
- ❖認知症サポーターの養成
- ❖自殺予防ゲートキーパーの養成

(2) 若者の地域活動等への参加の促進

将来を担う若者が、自分が住んでいる地域のことを意識して考え、参加したいと思うよう、地域活動に関する広報等を充実するとともに、積極的に楽しく地域活動に参加できるようなインセンティブのある仕組みづくりについて検討していきます。

=====

<主な取組内容>

- ❖若者が参加しやすい仕組みづくりの検討
- ❖地域活動に関する広報周知の充実

(3) 福祉教育の推進

幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、専門学校、大学の園児、児童生徒や若者が、それぞれの年代に応じて地域福祉を学び、理解する機会を提供し、地域とのつながりを創出する取組を進めていきます。

=====
<主な取組内容>

- ❖ 大学、各種専門学校等の学生への地域福祉の理解の促進
- ❖ 小中学生等への地域福祉の広報・啓発の充実
- ❖ 幼稚園・保育園と地域との交流の促進

～地域とつながる小田原のコミュニティ通貨～ “おだちん”とは

「人と人」、「地域と人」、「地域を良くしたい想い」がつながる、行動やイベントへの参加をすると得られる“おだちん”は、ひと・まち・地球にうれしい、地域とつながる小田原のコミュニティ通貨（地域通貨）です。

コインを「もらう」のも「あげる」のも、地域の仲間と「つながる」必要があります。利用されればされるほど、地域内外の人がつながっていくコインです。

SDGsの取組であることはもちろん、この計画にある社会参加に関する活動や若者の地域活動への興味関心につながる仕組みであり、それらの活動のインセンティブとなることも期待されます。

大人も子どもも、つながるまち小田原を目指します。



もらおう

お店のちょっとしたお手伝いごとや、SDGsにつながる活動に参加すると“おだちん”がもらえます



あげよう

もらった“おだちん”は、まちのさまざまなスポットが用意した「ユニークで特別な体験」につかえます



たのしもう

“おだちん”のやりとりを通じてまちの人と知り合ったり、お店の人とさらに仲良くなるきっかけが生まれます

基本方針③ 地域での活動における関係機関の連携の促進

これまでの地域における活動を基盤として、市民一人ひとりが自分ごととして地域の福祉活動等を推進するとともに、住民、地域、事業者(関係機関)、社会福祉協議会、様々な事業者や団体などの相互の連携を深め、協働による活動の充実を図ります。

(1) 民生委員児童委員の活動への支援の充実

民生委員児童委員が地域の福祉活動に心のゆとりをもって取り組むことができるよう、業務の見直しを図るとともに、相談支援等の業務に関するサポートを充実させていきます。

=====

<主な取組内容>

- ◆民生委員児童委員の活動のサポートの充実
- ◆業務の軽減等に関する見直し

(2) 社会福祉法人、NPO、地域の事業者等との連携の推進

これまでの地域活動の担い手だけでなく、地域で事業を行う、社会福祉法人やNPO、そのほかの事業者と顔の見える関係を構築し、地域の課題に連携して取り組むことができるよう取組を進めます。

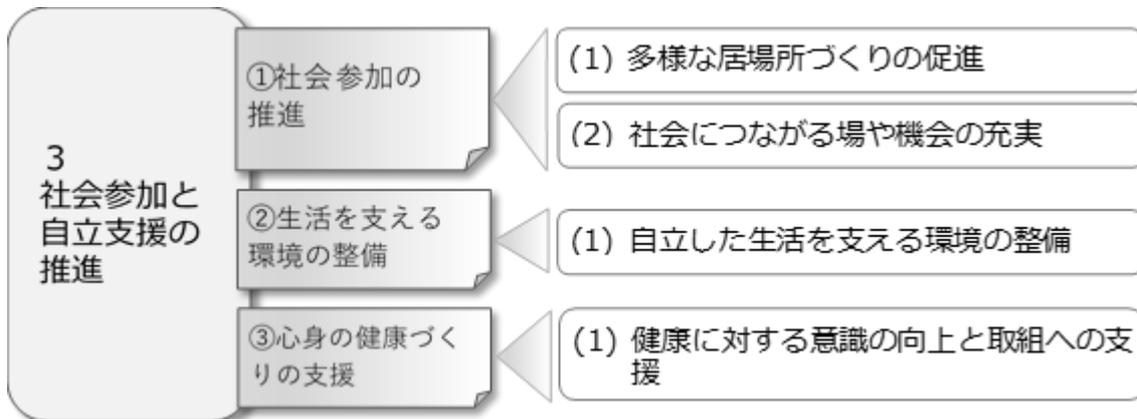
=====

<主な取組内容>

- ◆関係者同士の顔の見える関係づくりの促進
- ◆社会福祉法人、NPO等との協働によるそのノウハウや資源の活用
- ◆福祉分野以外の事業者や医療関係者、団体等とのネットワークの構築、協働の推進

基本目標3 社会参加と自立支援の推進

～誰もが生きいきと暮らせる地域づくり～



基本方針① 社会参加の推進

地域で生活するためには、住民同士があいさつやコミュニケーションを図り、集まり交流する機会があることが大切です。これまでも、サロン活動や子ども食堂などの取組が進められており、それらの取組が充実するよう支援するとともに、世代や属性を問わず、地域の誰もが集える居場所づくりについて検討していきます。

(1) 多様な居場所づくりの促進

地域の団体、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉法人、NPOなどが協働し、地域住民の身近な場所にサロンやカフェ、子ども食堂や学習支援などの多様な居場所づくりを推進するとともに、属性を問わず参加が可能な居場所づくりを目指します。

<主な取組内容>

- ❖高齢者のサロン、子ども食堂、学習支援、カフェ（認知症カフェ）等の多様な居場所づくりの推進
- ❖地域における子育て支援の推進
- ❖属性を問わず参加が可能な居場所づくりの検討
- ❖多様な活動方法の検討

(2) 社会につながる場や機会の充実

誰もが参加しやすい社会参加の場や、社会に関わりを持つことができる機会を充実させ、「支える」「支えられる」の立場を超えて生きいきと生活できるように、高齢者の生きがいづくりや障がい者の社会参加の促進に取り組みます。また、地域の誰もが孤立することなく地域社会に参加することができるよう、農福連携の推進や家族会等への活動の支援などを進めます。

=====
<主な取組内容>

- ❖ 高齢者の生きがいづくりの促進
- ❖ 高齢者の就業の機会の充実
- ❖ 障がい者の社会参加の促進
- ❖ 障がい者の就業支援及び支援センターぽけっとの運営支援
- ❖ 障がいに関する文化事業開催の支援
- ❖ 就労準備支援や中間的就労の充実
- ❖ 農福連携による参加の場づくりの促進
- ❖ 家族会、自助グループ、当事者会等の活動への支援

“農福連携”とは

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。現在、玉ねぎやみかんの収穫作業やジャンボタニシの駆除などを、農家と障がい福祉サービス事業所が連携して取り組んでいます。



基本方針② 生活を支える環境の整備

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境の整備に努めていきます。また、買い物などの日常生活の支援や地域における移動手段のあり方について検討を進めていきます。

(1) 自立した生活を支える環境の整備

誰もが地域で生きいきと暮らすため、身近な人を見守り、生活をサポートする取組を地域の実情に応じて推進していきます。

また、社会的障壁を取り除くため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの活用、合理的配慮の推進等の取組を充実します。

=====

<主な取組内容>

- ◆生活応援隊事業等の推進
- ◆見守り活動の促進
- ◆買い物などの日常生活の支援や地域における移動手段のあり方の検討
- ◆公共施設等のバリアフリー化の推進
- ◆ユニバーサルデザインを取り入れた取組の充実
- ◆心のバリアフリーの理解の推進
- ◆合理的配慮に関する広報・啓発の充実

合理的配慮とは

障害者差別解消法では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。この法律を進めることで、障がいのある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えていきます。こうした機会を通じ、障がいのある人とない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味を持ちます。

「合理的配慮」の提供

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

基本方針③ 心身の健康づくりの支援

生涯を通じて心と身体の健康を保ち、生きがいを持ちながら生活を送ることができるよう、自分の健康は自分で守るという健康意識を高め、市民一人ひとりの心身の健康づくりを支援するとともに、生涯を通じた総合的な保健・疾病予防対策を通じて健康寿命の延伸を目指します。また、家庭や学校などにおいて食に関する正しい知識や判断力を身につけられるよう支援します。

(1) 健康に対する意識の向上と取組への支援

脳血管疾患予防や自殺予防対策、食育の推進等により、いつまでも健やかに生活することができるよう啓発と支援に取り組んでいきます。

=====
<主な取組内容>

- ❖健康増進計画、データヘルス計画の推進
- ❖脳血管疾患予防プロジェクト、歯科保健推進の強化
- ❖生活習慣病予防のための健康教育、健康相談の実施
- ❖健康おだわら普及員や体育振興会と連携した地区活動やスポーツ活動等の充実
- ❖健康に対する意識の向上の取組の推進
- ❖こころの健康づくりの取組の実施
- ❖健幸ポイント事業の推進
- ❖高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ❖介護予防教室の開催等による高齢者の通いの場の充実
- ❖妊産婦健康診査の実施・乳幼児健康診査の充実
- ❖小中学校における食に関する指導の実施

基本目標4 災害時における支援体制の整備

～被害を軽減する仕組みづくり～



基本方針① 災害時における要支援者の支援体制の整備

要支援者が災害時に取り残されることなくスムーズに避難ができるように避難支援関係者と連携した支援体制について検討するとともに、介護が必要な方の福祉避難所について運営体制等を整備していきます。

(1) 福祉避難所の受入体制の整備

被災した要支援者が安心して生活を送れるよう福祉避難所の設置、運営について検討します。

=====

<主な取組内容>

- ❖市の施設で開設する福祉避難所の受入体制の整備と運営方法の検討
- ❖受入協定を締結している社会福祉法人等との協議により、市施設との役割分担の明確化、受入体制の整備

(2) 要支援者の避難に当たっての体制整備

要支援者一人ひとりの避難方法を定めた個別避難計画の策定方法について検討していくとともに、体制が整ったところから速やかに作成に取り組みます。

また、災害発生時の速やかな避難を行うためには、日ごろから顔の見える関係づくりが必要となるため、近所付き合いの大切さ等について広報、周知を行います。

=====

<主な取組内容>

- ❖福祉事業者や自主防災組織等関係者との計画の作成方法等に関する協議・検討
- ❖個別避難計画作成の推進
- ❖避難訓練等の参加勧奨の実施
- ❖地域住民や福祉事業関係者の意識啓発の実施

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制及び進行管理

本計画は、市の関係各課が連携し、総合的に福祉政策を実施するとともに、関係機関、専門機関等による多機関の連携と地域住民や自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域の団体、事業者など様々な関係者の協働により推進します。

また、共生社会推進本部の本部会議等を活用し、庁内横断的にその推進を図ります。

本計画の取組内容については、随時、把握に努め、その状況について適宜公表するとともに、必要に応じて、庁内関係所管の連絡会議を開催するほか、市社会福祉協議会と相互に連携し、意見交換を行い、計画の進行管理を行います。

2 成果指標

本計画の成果を客観的に評価するため、基本目標ごとに、本市の総合計画における設定目標を本計画の成果目標として掲げます。

●基本目標1 『重層的支援体制の充実』関係

重層的支援体制の整備に当たっては、相談を受け止め、支援につなげ、つながることが重要です。

目標	基準値 (令和2年度)	目標値
①多機関の連携による支援件数	5件	20件
多機関の連携による支援は、単独の相談機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズを有する事例への支援調整であり、各相談機関の個々での支援に関する経験やノウハウを多機関で共有することが対応力の向上につながります。 これまでの支援の実績を参考に、月2件程度の調整会議の実施を目標とします。		
②基幹相談支援センター 延べ相談件数	171件	600件
障がい者の生活支援は、地域の相談支援事業所のみならず、自治会、民生委員児童委員、介護保険事業所や教育関係機関などとの連携体制が大切であり、基幹相談支援センターが連携の中心的な役割を担っています。 これまでの相談の実績を参考に、これまでより幅広い相談を受けることを想定し、目標とします。		
③児童相談対応件数	299件	438件
子育て家庭が相談をしやすい状態である事、関係機関と連携が取れ、子どもの虐待に関する相談が早期にできていることを評価することができることから、児童相談対応件数の増加を目標としました。 これまでの相談の実績を参考に、より予防的に相談援助を実施し、相談件数を増やすことを目標とします。		

●基本目標2 『地域ケア力の醸成』関係

地域ケア力を醸成し、そのケア力を高めることは地域での活動に関わる人が増加し、その活動が活発になることが重要です。

目標	基準値 (令和2年度)	目標値
①民生委員・児童委員の相談件数	5,000件	5,000件
<p>民生委員児童委員は地域福祉の要であり、その活動が継続されることが必須です。複雑で複合的な課題を抱える相談者が増える中、民生委員への負担も増えていますが、地域住民に身近な存在である民生委員児童委員の相談支援は大事な活動です。 これまでの相談の実績を参考に、その相談の件数の維持を目標とします。</p>		
②高齢者の地域課題に関する検討会議の取扱件数	68件	126件
<p>多職種で高齢者の個別課題や地域課題を検討するこの会議で扱う事例数が増加することは、多様な連携体制の強化となり、地域共生社会の実現を目指すうえで重要です。 これまでの相談の実績を参考に、目標を設定します。コロナ禍で減少した件数を増加させるとともに、内容の充実を図ります。</p>		
③市民学校卒業生・修了生の担い手実践活動人数(累計)	36人	90人
<p>市民学校の目的は、地域活動の担い手育成を掲げており、卒業生及び修了生の人数が増加することは地域活動を支えるために重要です。 毎年の修了生のうち半数程度が担い手として活動を実践することを目標とします。</p>		
④ファミリー・サポート・センターの支援会員数	345人 (※令和3年度)	420人
<p>子育て環境をよりよくするためには、社会全体で支援していく必要があります。子育て中の親への直接的な支援を行う人(支援会員)の増加は、社会全体として支援をしていこうとする意識の表れとなり、社会の意識形成の進捗が判断できます。 これまでの登録者の実績を参考に、コロナ禍で減少した登録者の増加を目標とします。</p>		

●基本目標3 『社会参加と自立支援の推進』関係

社会参加し、かつ、健康を維持し、いつまでも生きいきと生活することが大切です。

目標	基準値 (令和2年度)	目標値
①アクティブシニア応援ポイント事業 年間延べ参加者数	426人	3,700人
<p>高齢者がボランティアなどの様々な活動することは、他者との交流や外出、社会参加を促進し、生きがいづくりにつながります。本事業はそうした活動機会を提供するものであり、高齢者の社会参加について総合的に評価できるものです。 これまでの参加者の実績を参考に、コロナ禍で減少した参加人数の増加を目標とします。</p>		
②脳血管疾患による死亡率 (対人口10万人)	101.5人 (※平成30年)	93人
<p>本市の健康寿命の延伸という、健康増進計画の目標を考えると、他の市町と何が違うのか検討した結果、常に高い値の死亡率が脳血管疾患であったことと、その原因疾患となる、高血圧の罹患者も多いことがわかりました。そこで脳血管疾患の死亡率を下げることで、全体的な疾病予防につながるものと考えます。 実績値から毎年2人程度を減少させることを目標とします。</p>		

●基本目標4 『災害時における支援体制の整備』関係

災害時に避難行動要支援者が、速やかに避難できるようにあらかじめ避難方法を決めておくことが重要です。

目標	基準値 (令和2年度)	目標値
①個別避難計画作成数	4件	180件
<p>河川の氾濫や土砂崩れ等で家屋の倒壊等が想定される地域に居住する避難行動要支援者には、災害時の避難方法を定めた個別避難計画を優先的に作成していく必要があります。 家屋の倒壊等が想定される地域に居住する避難行動要支援者全員の個別避難計画作成を目標とします。</p>		

※基本目標4については、本計画で新たに設定したものです。

1 計画策定の経緯

検討委員会（開催時期）	内 容
第1回 （令和3年11月15日）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・諮問書交付 ・第4期地域福祉計画の方向性と概要について ・第3期地域福祉計画の成果と課題について ・各委員のこれまでの活動を通じての福祉・地域福祉に関する考えについて
第2回 （令和4年1月17日）	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の意見交換（ワールドカフェ形式にて実施） <p>【テーマ】 小田原の地域福祉でこれから実現したいこと</p>
第3回 （令和4年5月30日）	計画の骨子について
第4回 （令和4年6月27日）	計画素案の検討
第5回 （令和4年7月11日）	計画素案の検討、確認
第6回 （令和4年7月25日）	計画素案の確認
議会報告 （令和4年7月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会前 厚生文教常任委員会に第4期小田原市地域福祉計画の素案の報告 ・パブリックコメントの実施の報告
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月8日から9月6日まで（30日間） <p>市内公共施設、ホームページ、福祉政策課窓口、市社会福祉協議会事務室窓口に配架</p>
第7回 （令和4年9月中旬）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの確認 ・第4期地域福祉計画（案）の最終確認
答申 （令和4年9月末）	市長への答申

2 小田原市地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

NO	選考区分	団体名等	氏名（敬称略）
1	住民組織の代表	小田原市自治会総連合 会長 (令和4年5月から 理事)	○木村 秀昭
2	住民組織の代表	小田原市老人クラブ連合会 会長 (令和4年5月から 顧問)	大友 昭夫
3	福祉関係団体の役員	小田原市民生委員児童委員協議会 副会長	瀬戸 昌子
4	福祉関係団体の役員	小田原市地区社会福祉協議会連絡協議会 副会長	下田 成一
5	福祉事業関係者 (高齢者分野)	小田原市地域包括支援センター はくさん 管理者	青木 薫子
6	福祉事業関係者 (障がい者分野)	おだわら障がい者総合相談支援センター ほうあんホッと相談カフェ 所長	大水 健晴
7	福祉事業関係者 (子ども分野)	小田原市保育会 会長	都築 顕道
8	学識経験者	明治学院大学 社会学部 教授	◎新保 美香
9	行政関係者	小田原保健福祉事務所 保健福祉部長 令和4年3月31日まで	重松 美智子
		小田原保健福祉事務所 保健福祉部長 令和4年4月1日から	磯崎 夫美子
10	福祉活動実践者	EMPOWER Project (エンパワープロジェクト) 共同代表	飯山 智史
11	福祉活動実践者	しもふなかコンパス 代表	小林 博子
12	公募市民	————	松本 正剛

役職名は、委嘱時のものです。

◎は委員会の委員長、○は副委員長を示します。

3 小田原市地域福祉計画策定検討委員会規則

平成28年6月15日（規則第54号）

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、小田原市地域福祉計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の役員
- (3) 住民組織の役員
- (4) 公募市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とす

る。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 関連法令

地域福祉計画の策定の根拠となる社会福祉法の規定を示します。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの

(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自ら
がその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生
活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支
援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるとき
は、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなけれ
ばならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二
に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第二項に規定する母子健康包括
支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三
号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地
域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等
及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活
課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住
民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その
他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情
報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることがで
きる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者
その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、
その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各
号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するもの
とする。

(重層的支援体制整備事業)

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、
前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体
制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法
律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民
及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環
境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
 - 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応
じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整
並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生
労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第
三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

- ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 用語説明 ※語句右()内は掲載ページ数です

【あ行】

◇アウトリーチ(21,29)

アウトリーチとは、直訳すると「外に手を伸ばすこと」を意味します。福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けることを言います。

◇アクティブシニア(48)

自分なりの価値観をもち、定年退職後にも、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気なシニア層をいいます。

◇アクティブシニア応援ポイント事業(48)

高齢者の社会参加と介護予防を促す事業で、60歳以上の市民が行う、市指定の介護保険施設などでのボランティア活動に対し、活動量に応じて商品を交換します。

◇SDGs(エスディーゼーズ) (1,7)

国連に加盟する193のすべての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標です。「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現のため17の目標を定め、2030年までの達成を目指しています。目標には、「1貧困をなくそう」「3すべての人に健康と福祉を」などがあります。

◇NPO(25,27,40,41)

民間非営利組織(Non Profit Organization)の略称です。志を共有する人たちが特定の分野・テーマで活動する組織であり、福祉や子育て、教育、環境問題などさまざまな社会的課題に取り組み、活動分野における専門性や、地域

の枠にとらわれず自由に考え行動する柔軟性などの特徴を持ちます。法人格を取得している組織もあります。

◇おだちん(39)

「まちのコイン」というアプリを活用し、「人と人」、「地域と人」、「地域を良くしたい思い」がつながるイベントへの参加や行動をすると、「おだちん」(小田原のポイントの単位)が得られます。もらった「おだちん」は、その地域ならではの特別な体験などに使えます。※神奈川県SDGsつながりポイント事業として、神奈川県と小田原市で実施しています。

◇おだわら市民学校(38,47)

地域資源を活用した長期的・体系的な学びの場を提供するとともに、様々な分野で活躍する担い手育成を目的として、平成30年度に開講されました。地域を知る基礎課程と、実践につながる専門課程があります。専門課程に子育て支援や福祉分野の講座があり、実践者の育成を目指しています。

【か行】

◇基幹相談支援センター(22,28,46)

地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施する、障がい者相談支援の中核的な機関です。

小田原市と箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町で共同実施しています。

◇健康おだわら普及員(44)

市民が自ら健康を守り育て、地域に根ざした

健康づくり運動ができるように、地域の核となり、行政とともに市民の健康づくりの発展、向上をめざすため、昭和 55 年に設置され、各地区自治会連合会より推薦をされたかたに委嘱しています。任期は2年です。

◇健幸ポイント(44)

日々の健康状態(体重、体温、血圧)の入力や、歩数記録アプリ連携による歩数の集計などによりポイントが付与され、獲得ポイントにより抽選でインセンティブ(Amazon ギフト券や地場産品)が当たる、健康増進及び健康管理意識を高めることを目的としたスマートフォンアプリを活用した事業です。

◇更生保護(31,32,33)

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

◇更生保護女性会(32,33)

更生保護女性会は、地域社会において犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある青少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。全国で約15万人おり、地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、本市の場合では、更生施設・矯正施設への訪問やリサイクルなどの各種ボランティア活動のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。会の趣旨に賛同する女性であれ

ば、どなたでも参加できます。

◇更生保護法人報徳更生寮(32,33)

保護観察所からの委託を受けて、犯罪等を犯した人の中で更生の意欲が認められる人などを宿泊保護し、必要な指導や援護を行うことにより、その更生を促して社会復帰を援助しています。

◇更生保護ボランティア(32,33)

保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動は、国の機関だけでは十分な効果を挙げることが困難であり、保護司や更生保護法人、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主などの更生保護ボランティアと呼ばれる様々な方々が、それぞれの特性をいかし更生保護諸活動に積極的に参加されています。

◇合理的配慮(43)

2006年に国連で採択された障害者権利条約では、「『合理的配慮』とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と述べられています。簡単に説明すると、障がい者が社会の中で出会う、困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のことです。

2021年5月時点の障害者解消法では、合理的配慮は、国や自治体などは法的義務、民間企業・事業者は努力義務とされていますが、令和3年6月に改正障害者差別解消法が成立し、民間事業者の合理的配慮提供が法的義務化され、公布から3年以内に施行されます。

◇子育て世代包括支援センター「はっぴい」 (22,26,28)

妊娠届出時の面談を入り口として、妊娠や出産、出産後の育児に関する必要な情報を伝え、切れ目なく継続した支援をしています。相談は母子保健相談支援専門員(助産師等)や保健師等の専門職が相談に当たっています。

市保健センターのほか、おだわら子ども若者教育支援センター(久野)に分室があります。

◇子ども食堂(37,41)

子どもやその親、地域住民等に無料又は低価格で食事や、コミュニティの場を提供する社会活動のことです。近年は、食事の提供だけでなく、子どもの学習支援や多様なイベントを開くなど、食堂機能以外も提供するところも増えています。

◇子ども若者教育支援センター「はーもにー」 (22,26)

妊娠期から、乳幼児期、学齢期、青壮年期における相談、支援機能を集約した施設です。

施設内では、子ども若者相談、教育相談、児童発達支援事業所、教育相談指導学級、中学校通級指導教室などを実施しています。

◇個別避難計画(23,45,48)

高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。

【さ行】

◇自殺予防ゲートキーパー(38)

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ること

ができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

◇自主防災組織(45)

地域社会の中で防災という共通の目的を持って結成されている組織です。

◇市民後見人(22,36)

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人のことをいいます。

◇社会福祉協議会(7,21,26,27,40,46)

社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織で、行政や関係機関などと連携して、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、住民参加の援助、調査・普及・宣伝・連絡調整及び助成などを行っています。

◇社会を明るくする運動(33,34)

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

◇重層的支援(3,24,25,28,29,46)

令和3年4月の社会福祉法の一部改正により、重層的支援体制整備事業が新設されました。これは、既存の相談支援の取組を活かしつつ、高齢者、障がい者といった属性や世代を問わず、複合化・複雑化した課題に対する支援ニーズに

対応するためのもので、包括的な支援体制の構築をめざしています。

◇就労準備支援(42)

「仕事がなかなか見つからなくて自信がない」、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とのコミュニケーションが上手くとれない」など、すぐに就労が難しい人には、ボランティア活動や就労体験等を通じて、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

◇障害者差別解消法(35,43)

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し平成28年に制定されました。国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを社会において実効的に推進するための基本方針や指針の策定等の措置や、相談・紛争解決の体制整備等の国や地方公共団体における支援措置について定めています。

◇障がい者支援センターぽけっと(42)

障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、国と県から事業を委託された法人が運営しています。

一般企業で働きたい障がい者等や、障がい者の雇用に取り組んでいる、これから取り組みたい企業への相談・支援を行っています。

◇障がい者総合相談支援センター「クローバー」(21,26,28)

障がい者やその保護者を対象に、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談をお受けする相談所です。

小田原市と箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町で共同実施しています。

◇食育(しょくいく)(6,44)

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

◇生活応援隊(14,26,43)

地域の高齢者等を対象に、介護保険制度に該当しないような日常生活での些細な困りごとに対応する有償ボランティアによるサービス事業です。現在、7地区で実施しています。

◇成年後見制度(4,6,22,23,25,35,36)

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人が、契約などの法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて、補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度です。

【た行】

◇地域共生社会(ケアタウン)推進事業(14,21)

高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている方々に対し、制度的な枠組みを越えて支援を行うため、市内各地区(26地区連合自治会)が市と協定を結び、人材・担い手の育成、相談・交流の場の確保、交流の仕組みづくり、情報提供の充実などを実施しています。

令和元年度までに全26地区と協定を締結しました。

◇地域コミュニティ組織(26)

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心に、地域内の様々な関係主体が参加する、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織です。

本市では自治会連合単位の26地区に存在し、まちづくり委員会等、地区にあった名称がそれぞれつけられています。

◇地域福祉相談支援員(21,26,29)

福祉ニーズが複雑化している中、市内では多くの機関や事業者、団体などがさまざまなサービスを展開しています。地域の福祉活動の課題解決をサポートし、支援を必要とする人とそれを提供する人、または支援する人同士をつなぐコーディネーター役となるのが、地域福祉相談支援員です。

◇地域別計画(4,6)

地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指して、地区自治会連合会の区域を単位とし策定した計画。策定プロセスでは、地域のまちづくりについて検討する組織を設置し、地域住民自らの手によって作業が行われました。

◇地域包括ケアシステム(1)

高齢者の尊厳の保持し、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の中で「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的、継続的に提供する体制のことで。

◇地域包括支援センター(12,21)

地域における高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核的機関であり、主に介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントの機能を持ちます。センターには保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員(ケアマネジャー)等の専門職が配置され、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたっています。

◇地区社会福祉協議会(21,26,37,46)

住民自身が、自分たちの生活する地区の福祉課題やニーズを主体的に捉え、問題の解決に向けて一人ひとりが安心して暮らすことができる住みよい福祉のまちづくりに自発的に取り組むため、市内には自治会連合会単位に26の地区社会福祉協議会があります。

◇中間的就労(21,42)

生活保護利用者やその他就労に係る支援を必要とする人に対し、軽作業や体験、ボランティア等の機会を含む就労の機会を提供し、当該利用者等の自立を支援していきます。

◇データヘルス計画(44)

国民健康保険の被保険者の健康寿命の延伸をめざし、特定健康診査、特定保健指導の目標を掲げ、健康状態や医療費等の分析から、一人ひとりの健康状態に合わせた保健事業を効果的、効率的に実施していくために、保健事業

【な行】

◇認知症カフェ(41)

認知症の本人と家族が、地域住民の方や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のことです。

◇認知症サポーター(38)

「認知症サポーター養成講座」を受講することにより、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことです。

◇脳血管疾患予防プロジェクト(44)

平成 24 年度に策定した健康増進計画の基本目標「健康寿命の延伸」を達成するため、重点的に取り組む事業2つのうちの1つであります。本市は県内でも脳血管疾患の死亡率が高いという健康課題があり、その解消のためにかかげられたものです。

◇農福連携(42)

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。

農業は、作業の種類が多く、その内容も異なりますが、それらを切り分けることで、障がい者がそれぞれの能力に応じた作業を行い、複数の障がい者が一つのチームとなって農作業に取り組むことが可能です。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

◇ノーマライゼーション(35)

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通に生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが自然な状態であるという考え方です。福祉の最も重要な理念です。

【は行】

◇8050問題(23)

収入のない 50 代の子と 80 代の親の世帯が、介護、健康、経済困窮などの問題が複合化し、日常生活が追い詰められるまで表面化しない社会的孤立のことです。

◇バリアフリー・心のバリアフリー(22,43)

バリアフリーとは、多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすことです。私たちの周りには、障害のある人が使いやすいように、ハード面のバリアフリー化が様々な場面で広がってきました。

しかし、バリアフリーの設備を整備するだけでは、社会のバリアはなくなりません。人に対する無関心や誤解、何気なく行っている行動や発言などが意識上のバリアをつくってしまうことがあります。意識上のバリアをなくすためには、「心のバリアフリー」を広げることが大切です。

「心のバリアフリー」とは、障がいの有無にかかわらず、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし、継続することが必要です。

◇バリアフリー型風水害避難場所(22)

身体的な理由で垂直避難(2階など高い場所への避難)ができない方と、その付添や介助にあたる方を対象とした避難場所です。

◇伴走型支援(3,29)

生きづらさの背景が明らかでない場合や複合的な課題を抱えた人に対し、暮らし全体とライフステージの変化に合わせた継続的につながり関わり合いながら支援することをいいます。

◇ひきこもり(29)

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出を行っている場合を含む)を示す現象概念のことです。

◇BBS会(32,33)

BBS(Big Brothers and Sisters Movementの略)は、様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

◇避難行動要支援者(22,23,48)

災害時要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人をいいます。

◇ファミリー・サポート・センター(47)

乳幼児から小学生までの子どもの送迎や一

時預かり、産前産後期における家事など、育児支援を受けたい人と支援ができる人が会員となり、助け合う制度です。センターのアドバイザーが、支援内容や居住地などに応じて支援活動の調整を行います。

◇福祉避難所(25,45)

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

◇福祉まるごと相談窓口(13,21,26,28)

属性や世代にかかわらず相談を受け止め、関係機関等との連携により必要な支援に結びつけています。また、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関の協働により各機関の役割や支援の方向性を協議し、包括的な支援を行います。

◇保護司(32,33)

犯罪をした人や非行のある青少年の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。

保護司は、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が矯正施設から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

【ま行】

◇民生委員児童委員

(14,15,19,20,21,25,26,27,29,37,40,41,46,47)

民生委員法及び児童福祉法の規定により、厚生労働大臣が委嘱するボランティアとして、地域住民の立場に立って、住民の暮らしを支援する人です（高齢者介護や健康・医療に関する相談、福祉サービスの紹介など）。全ての民生委員は、児童委員を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行います。主任児童委員という主に子どもに関する支援活動を行う委員もいます。

役立つ支援を必要とする状態、あるいは継続して日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに支障がある状態のことです。

要介護は、身体上又は精神上的の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部又は一部について常時介護を要すると見込まれる状態のことです。

◇要保護児童対策地域協議会(29)

要保護児童等（虐待を受けていたり、保護者への支援が特に必要な児童など）への適切な支援を行うため、関係機関で構成される協議会で、必要な情報の交換を行うと共に支援の内容に関する協議などを行います。

【や行】

◇ヤングケアラー(23,29,30)

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介助、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことです。令和2年度に実施した国の調査では、中学2年生の5.7%が世話をしている家族が「いる」と回答しています。

◇ユニバーサルデザイン(43)

高齢者や障がい者のため特別に仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた製品、建物、環境デザインのことです。

◇要支援・要介護認定者(9,10)

介護保険制度の要介護認定において、継続して常時介護の必要性があると認定された人のことです。

要支援は、その状態の軽減・悪化防止に特に